

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-174111

(P2017-174111A)

(43) 公開日 平成29年9月28日 (2017.9.28)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>G06F 21/62 (2013.01)</b>	G06F 21/62	5K033
<b>B60R 16/02 (2006.01)</b>	B60R 16/02	660U
<b>B60R 16/023 (2006.01)</b>	B60R 16/023	P
<b>H04L 12/46 (2006.01)</b>	H04L 12/46	Z
	H04L 12/46	100C

審査請求 未請求 請求項の数 22 O L (全 35 頁)

(21) 出願番号 特願2016-58798 (P2016-58798)  
 (22) 出願日 平成28年3月23日 (2016.3.23)

(71) 出願人 000003078  
 株式会社東芝  
 東京都港区芝浦一丁目1番1号  
 (74) 代理人 110002147  
 特許業務法人酒井国際特許事務所  
 (72) 発明者 磯崎 宏  
 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝内  
 (72) 発明者 加藤 拓  
 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝内  
 (72) 発明者 金井 暹  
 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝内

最終頁に続く

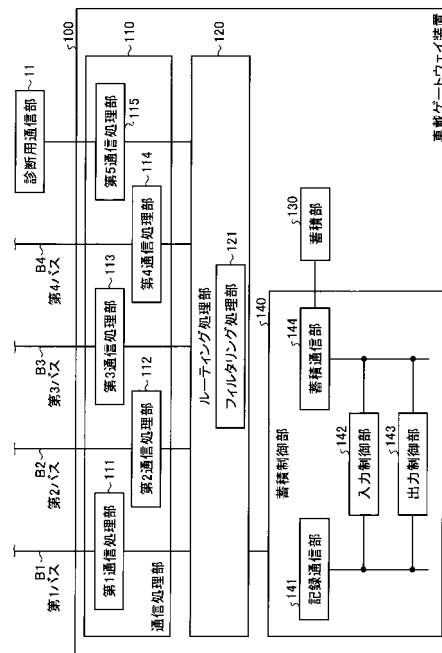
(54) 【発明の名称】 車載ゲートウェイ装置、蓄積制御方法およびプログラム

(57) 【要約】

【課題】蓄積するデータを保護しながら、データの用途に応じてその出力を制限できる車載ゲートウェイ装置、蓄積制御方法およびプログラムを提供する。

【解決手段】実施形態の車載ゲートウェイ装置100は、車載システムに搭載される車載ゲートウェイ装置であって、車載システムに含まれるECU(電子制御ユニット)が出力するデータを蓄積する蓄積部130と、少なくとも一つのECUが接続される内部通信処理部を含む複数の内部通信処理部111-115と、複数の内部通信処理部111-115の間でデータを転送するとともに、転送したデータの少なくとも一部を蓄積部130に蓄積可能に出力するルーティング処理部120と、蓄積部130に蓄積するデータと蓄積部130から出力するデータとの少なくともいずれかを所定のルールに従って加工または選別する蓄積制御部140と、を備える。

【選択図】図2



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

車載システムに搭載される車載ゲートウェイ装置であって、  
前記車載システムに含まれる電子制御ユニットが出力するデータを蓄積する蓄積部と、  
少なくとも一つの電子制御ユニットが接続される内部通信処理部を含む複数の内部通信  
処理部と、

前記複数の内部通信処理部の間でデータを転送するとともに、転送したデータの少なく  
とも一部を前記蓄積部に蓄積可能に出力するルーティング処理部と、

前記蓄積部に蓄積するデータと前記蓄積部から出力するデータとの少なくともいずれか  
を所定のルールに従って加工または選別する蓄積制御部と、を備える車載ゲートウェイ装  
置。

10

**【請求項 2】**

前記複数の内部通信処理部のうちの少なくとも一つは、インターネットに接続された外  
部通信処理部と通信を行う、請求項 1 に記載の車載ゲートウェイ装置。

**【請求項 3】**

前記蓄積制御部によるデータの加工は暗号処理を含む、請求項 1 に記載の車載ゲートウ  
ェイ装置。

**【請求項 4】**

前記暗号処理に用いる鍵がデータの出力先に応じて異なる、請求項 2 に記載の車載ゲー  
トウェイ装置。

20

**【請求項 5】**

電子制御ユニットが出力するデータを外部機器に送信する診断用通信部をさらに備え、  
前記蓄積制御部は、前記蓄積部から出力するデータの出力先が前記外部機器である場合  
は、当該データを暗号化する、請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載の車載ゲートウェイ  
装置。

**【請求項 6】**

前記蓄積制御部は、データの加工または選別を行うか否かの設定、または、データの加  
工または選別を行う際の前記ルールを変更する設定を行うモード設定部を備える、請求項  
1 乃至 5 のいずれか一項に記載の車載ゲートウェイ装置。

**【請求項 7】**

前記所定のルールは、電子制御ユニットが出力するデータが伝送されるバスに  
前記蓄積部へのデータの入力を許可または禁止するルールを含む、請求項 1 乃至 6 のい  
ずれか一項に記載の車載ゲートウェイ装置。

30

**【請求項 8】**

前記所定のルールは、同一のセンサ信号を取得して異なるバスに出力する複数の電子制  
御ユニットが出力するデータが一致するか否かにより、複数の電子制御ユニットが出力す  
るデータを前記蓄積部に蓄積するか、いずれかの電子制御ユニットが出力するデータのみ  
を前記蓄積部に蓄積するかを判定するルールを含む、請求項 1 乃至 7 のいずれか一項に記  
載の車載ゲートウェイ装置。

**【請求項 9】**

前記電子制御ユニットのファームウェアに関する情報を取得する情報取得部をさらに備  
え、

前記蓄積部は、前記電子制御ユニットが出力するデータと、前記情報取得部が取得した  
前記ファームウェアに関する情報とを蓄積する、請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載の  
車載ゲートウェイ装置。

40

**【請求項 10】**

前記情報取得部は、前記車載システムを介した前記ファームウェアのアップデートを監  
視して、前記ファームウェアに関する情報を取得する、請求項 9 に記載の車載ゲートウ  
ェイ装置。

**【請求項 11】**

50

前記情報取得部は、前記電子制御ユニットに対して前記ファームウェアに関する情報を問い合わせることにより、前記ファームウェアに関する情報を取得する、請求項 9 に記載の車載ゲートウェイ装置。

【請求項 1 2】

前記ルーティング処理部は、外部装置から暗号化されて送信された前記ファームウェアを復号して前記電子制御ユニットが接続される内部通信処理部に転送し、

前記情報取得部は、復号した前記ファームウェアが、前記電子制御ユニットが接続される内部通信処理部に転送される際に前記ファームウェアに関する情報を取得する、請求項 9 に記載の車載ゲートウェイ装置。

【請求項 1 3】

前記ファームウェアに関する情報は、前記ファームウェアのバージョン情報または前記ファームウェアのハッシュ値である、請求項 9 乃至 1 2 のいずれか一項に記載の車載ゲートウェイ装置。

【請求項 1 4】

前記蓄積部が蓄積するデータを削除または無効化するデータ管理部をさらに備える、請求項 1 乃至 1 3 のいずれか一項に記載の車載ゲートウェイ装置。

【請求項 1 5】

前記データ管理部は、前記蓄積部が蓄積するデータの種別に応じて当該データを削除または無効化するタイミングを決定する、請求項 1 4 に記載の車載ゲートウェイ装置。

【請求項 1 6】

前記データ管理部は、前記蓄積部が蓄積するデータが外部装置に出力されると、当該データを削除または無効化する、請求項 1 4 に記載の車載ゲートウェイ装置。

【請求項 1 7】

前記データ管理部は、前記車載システムを搭載した車両のオペレータが変更された場合に、前記蓄積部が蓄積するデータを削除または無効化する、請求項 1 4 に記載の車載ゲートウェイ装置。

【請求項 1 8】

前記蓄積制御部は、前記電子制御ユニットが出力するデータを、所定単位のグループごとと共通の鍵を用いて暗号化し、

前記データ管理部は、前記鍵を削除または上書きすることで、前記蓄積部が蓄積する、前記鍵を用いて暗号化されたデータを無効化する、請求項 1 4 乃至 1 7 のいずれか一項に記載の車載ゲートウェイ装置。

【請求項 1 9】

前記蓄積制御部は、さらに複数の前記鍵を共通の鍵暗号化鍵を用いて暗号化し、

前記データ管理部は、前記暗号化鍵を削除または上書きすることで、前記蓄積部が蓄積する、前記鍵を用いて暗号化されたデータを無効化する、請求項 1 8 に記載の車載ゲートウェイ装置。

【請求項 2 0】

前記蓄積部に蓄積するデータを選別する前記ルールの変更が要求された場合に、該変更の要因となるイベントが実際に発生しているかを確認する監視部をさらに備える、請求項 1 乃至 1 9 のいずれか一項に記載の車載ゲートウェイ装置。

【請求項 2 1】

車載システムに搭載される車載ゲートウェイ装置において実行される蓄積制御方法であって、

前記車載ゲートウェイ装置は、

前記車載システムに含まれる電子制御ユニットが出力するデータを蓄積する蓄積部を備え、

少なくとも一つの電子制御ユニットが接続される内部通信処理部を含む複数の内部通信処理部の間でデータを転送するとともに、転送したデータの少なくとも一部を前記蓄積部に蓄積可能に出力する工程と、

10

20

30

40

50

前記蓄積部に蓄積するデータと前記蓄積部から出力するデータとの少なくともいずれかを所定のルールに従って加工または選別する工程と、を含む蓄積制御方法。

【請求項 2 2】

車載システムに搭載される車載ゲートウェイ装置に、  
前記車載システムに含まれる電子制御ユニットが出力するデータを蓄積する蓄積部の機能と、

少なくとも一つの電子制御ユニットが接続される内部通信処理部を含む複数の内部通信処理部の機能と、

前記複数の内部通信処理部の間でデータを転送するとともに、転送したデータの少なくとも一部を前記蓄積部に蓄積可能に出力するルーティング処理部の機能と、

前記蓄積部に蓄積するデータと前記蓄積部から出力するデータとの少なくともいずれかを所定のルールに従って加工または選別する蓄積制御部の機能と、を実現させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明の実施形態は、車載ゲートウェイ装置、蓄積制御方法およびプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、車載システムにおいてデータを記録するための記録装置が存在した。それらの記録装置は、ドライブレコーダに代表されるようにカメラで撮影した映像データをハードディスクドライブ（HDD）やSDカードなどの記録媒体に記録する機能を備えている。また、車載システムに搭載された電子制御ユニット（ECU：Electronic Control Unit）が出力するデータを収集し、車外のサーバにログとして記録するシステムも提案されている。

【0003】

しかし、従来の技術では、車載システムが外部装置とネットワークを介して接続され、不正な外部装置から攻撃を受けたり、車載システムの内部に悪意のある装置やプログラムが存在したりすることを想定していない。このため、攻撃者または悪意ある利用者から記録媒体に記録されたデータを不正に取得されたり、不正に改変されたり、不正に消去されたりする脅威には対応していなかった。

【0004】

また、車載システム内部で発生した異常やセキュリティ上の検証処理が失敗したことを検出し、ログに記録する仕組みも提案されている。しかしこの場合も、車載システム内部の不正モジュールや不正プログラムから記録媒体に記録されたデータを不正に操作されることは想定していない。このため、セキュリティ事故が発生したとしても、その痕跡を残すための具体的な実現方法は明らかにならなかった。

【0005】

また、ECUが出力するデータには完成車メーカーのノウハウが含まれているため、完成車メーカーにとって保護対象のデータとなり得る。例えば、完成車メーカー自身もしくは保険会社や、裁判所などの法的機関など完成車メーカーが許可した第三者にはECUが出力して車載システム内部に蓄積した全てのデータを開示する一方で、一般ユーザや競合の完成車メーカーに対してはデータの取得や解析を防止したり、蓄積したデータを部分的に公開したりする仕組みが求められる。しかし、その具体的な実現方法は明らかにならなかった。

【0006】

以上のことから、ECUが出力するデータを車載システム内部に蓄積する場合、蓄積するデータを保護しながら、データの用途に応じてその出力を制限できる仕組みを構築することが求められる。

10

20

30

40

50

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】特開2011-121425号公報

【非特許文献】

【0008】

【非特許文献1】D.K.Nilsson and U.E.Larson, "A Defense-in-Depth Approach to Securing the Wireless Vehicle Infrastructure", in Journal of Networks, vol. 4, no. 7, 2009

【発明の概要】

10

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

本発明が解決しようとする課題は、蓄積するデータを保護しながら、データの用途に応じてその出力を制限できる車載ゲートウェイ装置、蓄積制御方法およびプログラムを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0010】

実施形態の車載ゲートウェイ装置は、車載システムに搭載される車載ゲートウェイ装置であって、蓄積部と、複数の内部通信処理部と、ルーティング処理部と、蓄積制御部と、を備える。蓄積部は、前記車載システムに含まれる電子制御ユニットが出力するデータを蓄積する。複数の内部通信処理部は、少なくとも一つの電子制御ユニットが接続される内部通信処理部を含む。ルーティング処理部は、前記複数の内部通信処理部の間でデータを転送するとともに、転送したデータの少なくとも一部を前記蓄積部に蓄積可能に出力する。蓄積制御部は、前記蓄積部に蓄積するデータと前記蓄積部から出力するデータとの少なくともいずれかを所定のルールに従って加工または選別する。

20

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】車載システムの概略構成を示すブロック図。

【図2】第1実施形態の車載ゲートウェイ装置の機能的な構成例を示すブロック図。

【図3-1】入力制御部の内部構成例を示す図。

30

【図3-2】入力制御部の内部構成例を示す図。

【図3-3】入力制御部の内部構成例を示す図。

【図4-1】出力制御部の内部構成例を示す図。

【図4-2】出力制御部の内部構成例を示す図。

【図4-3】出力制御部の内部構成例を示す図。

【図4-4】出力制御部の内部構成例を示す図。

【図4-5】出力制御部の内部構成例を示す図。

【図4-6】出力制御部の内部構成例を示す図。

【図5】第3外部通信処理部を備える車載システムの概略例を示すブロック図。

【図6】図5の車載システムに対応する車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

40

【図7】蓄積制御部をルーティング処理部に組み込んだ車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

【図8】第2実施形態の車載ゲートウェイ装置の機能的な構成例を示すブロック図。

【図9】システム情報取得部を蓄積制御部に組み込んだ車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

【図10】システム情報取得部をルーティング処理部に組み込んだ車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

【図11】暗号化されたファームウェアの復号を行う車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

50

【図 1 2】ファームウェアの検証を行う車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

【図 1 3】ファームウェアの検証および復号を行う車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

【図 1 4】第 3 実施形態の車載ゲートウェイ装置の機能的な構成例を示すブロック図。

【図 1 5】プライバシーを考慮した車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

【図 1 6】認証が成功した場合にプライバシー情報を削除する車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

【図 1 7】暗号鍵記録部を備える車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

【図 1 8】鍵蓄積部に暗号鍵記録部を設けた車載ゲートウェイ装置の構成例を示すブロック図。

【図 1 9】第 4 実施形態の車載ゲートウェイ装置の機能的な構成例を示すブロック図。

【発明を実施するための形態】

【0012】

実施形態の車載ゲートウェイ装置は、ECUが出力するデータを効率よく蓄積し、改変されることを防止しつつ、蓄積したデータをセキュリティ事故が発生した後などに選択的に出力するものである。以下では、このような車載ゲートウェイ装置の具体的な構成例について、図面を参照しながら詳細に説明する。

【0013】

< 第 1 実施形態 >

まず、実施形態の車載ゲートウェイ装置を搭載した車載システムについて説明する。図 1 は、車載システム 10 の概略構成を示すブロック図である。この車載システム 10 は、例えば自動車やバス、トラック、バイクなどの車両に搭載されることを想定している。なお、図 1 に示す車載システム 10 の構成は一例であり、これに限らない。例えば、車載システム 10 に含まれる ECU の数や各 ECU の役割分担、車載ゲートウェイ装置 100 との接続関係などは、車両の構成などに応じて任意に変更することができる。また、信頼性向上のために特定の ECU を複数のバスに接続し、一方のバスが故障しても他方のバスでデータを送受信できる冗長な構成とすることもある。

【0014】

図 1 に示す車載システム 10 は、車載ゲートウェイ装置 100 と、診断用通信部 11 と、エンジン制御 ECU 12 と、ステアリング制御 ECU 13 と、ブレーキ制御 ECU 14 と、ライト制御 ECU 15 と、エアバッグ制御 ECU 16 と、空調制御 ECU 17 と、センサ ECU 18 と、座席制御 ECU 19 と、映像処理 ECU 20 と、第 1 外部通信処理部 21 と、運転支援制御 ECU 22 と、第 2 外部通信処理部 23 とを備えている。

【0015】

エンジン制御 ECU 12 は、車両のエンジンを制御する ECU である。ステアリング制御 ECU 13 は、車両のステアリング操作を制御する ECU である。ブレーキ制御 ECU 14 は、車両のブレーキを制御する ECU である。ライト制御 ECU 15 は、車両のライト（電燈）の動作を制御する ECU である。エアバッグ制御 ECU 16 は、車両のエアバッグの動作を制御する ECU である。

【0016】

これらエンジン制御 ECU 12、ステアリング制御 ECU 13、ブレーキ制御 ECU 14、ライト制御 ECU 15 およびエアバッグ制御 ECU 16 は、例えば、CAN (Controller Area Network) の規格に準拠した第 1 バス B1 に接続され、パワートレイン CAN と呼ばれるネットワークを構成する。このパワートレイン CAN の各 ECU は、第 1 バス B1 を介して、車載ゲートウェイ装置 100 に接続されている。

【0017】

空調制御 ECU 17 は、車両の空調を制御する ECU である。センサ ECU 18 は、車両の温度センサや圧力センサなど車両内外の状態を計測する各種センサを含む ECU である。座席制御 ECU 19 は、車両の座席の位置を制御する ECU である。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 1 8 】

これら空調制御 ECU 17、センサ ECU 18 および座席制御 ECU 19 は、例えば、CAN の規格に準拠した第 2 バス B 2 に接続され、ボディ CAN と呼ばれるネットワークを構成する。このボディ CAN の各 ECU は、第 2 バス B 2 を介して、車載ゲートウェイ装置 100 に接続されている。なお、上述の冗長な構成の一例として、センサ ECU 18 は、各々が異なるバスに接続された複数の ECU を含み、これら複数の ECU が同一のセンサ信号を取得して異なるバスに出力する場合もある。

## 【 0 0 1 9 】

映像処理 ECU 20 は、例えば、地図情報や車両の状態を液晶モニタなどの表示装置に表示する処理を行う ECU である。映像処理 ECU 20 は、外部から地図情報や渋滞情報などを取得するために、第 1 外部通信処理部 21 と接続されている。第 1 外部通信処理部 21 は、例えば、3GPP (3rd Generation Partnership Project; 登録商標) や LTE (Long Term Evolution; 登録商標) などの移動体通信網や、Wi-Fi (登録商標)、Bluetooth (登録商標) などの無線を用いてインターネットと通信する処理を行う。

10

## 【 0 0 2 0 】

映像処理 ECU 20 および第 1 外部通信処理部 21 は、例えば、IBD 1394 や MOST (Media Oriented Systems Transport; 登録商標) などの規格に準拠した第 3 バス B 3 に接続され、AV (Audio-Visual) ネットワークと呼ばれるネットワークを構成する。映像処理 ECU 20 および第 1 外部通信処理部 21 は、第 3 バス B 3 を介して、車載ゲートウェイ装置 100 に接続されている。

20

## 【 0 0 2 1 】

運転支援制御 ECU 22 は、先進運転支援システム (ADAS: Advanced Driving Assistant System) または自動運転に必要な経路選択制御などの処理を行う ECU である。運転支援制御 ECU 22 は、例えば ADAS に必要な情報を取得するために、第 2 外部通信処理部 23 と接続されている。第 2 外部通信処理部 23 は、例えば、802.11p などの無線を用いて道路上の路側機や他の外部装置と通信し、信号の状態や他の情報記録装置との距離などを受信する処理を行う。

## 【 0 0 2 2 】

運転支援制御 ECU 22 および第 2 外部通信処理部 23 は、例えば、LIN (Local Interconnect Network) の規格に準拠した第 4 バス B 4 に接続され、LIN と呼ばれるネットワークを構成する。運転支援制御 ECU 22 および第 2 外部通信処理部 23 は、第 4 バス B 4 を介して、車載ゲートウェイ装置 100 に接続されている。

30

## 【 0 0 2 3 】

診断用通信部 11 は、車載システム 10 が自己故障診断を行うために、車載システム 10 に含まれる各 ECU から収集した診断情報を外部機器に送信する処理を行うものである。この診断用通信部 11 は、例えば、ODB (ODB, ODB 1.5, ODB II) などの規格に準拠した通信処理を行う。診断用通信部 11 は、車載ゲートウェイ装置 100 に接続され、車載システム 10 に含まれる各 ECU の診断情報は、車載ゲートウェイ装置 100 を介して診断用通信部 11 から外部機器に送信される。

40

## 【 0 0 2 4 】

なお、第 1 バス B 1、第 2 バス B 2、第 3 バス B 3 および第 4 バス B 4 は、それぞれ異なる通信規格、異なる通信速度、異なる通信レート、異なるレイテンシのバスであってもよいし、同じ通信規格、同じ性能を備えていてもよい。これらのバスが同じ通信規格、同じ性能を備えている場合は、必ずしも物理的に別々の通信線になっている必要はなく、同じ通信線で各 ECU が接続されていてもよい。

## 【 0 0 2 5 】

次に、本実施形態の車載ゲートウェイ装置 100 の詳細について説明する。図 2 は、車載ゲートウェイ装置 100 の機能的な構成例を示すブロック図である。本実施形態の車載ゲートウェイ装置 100 は、図 2 に示すように、通信処理部 110 と、ルーティング処理

50

部 1 2 0 と、蓄積部 1 3 0 と、蓄積制御部 1 4 0 とを備える。

【 0 0 2 6 】

通信処理部 1 1 0 は、複数の内部通信処理部として、第 1 通信処理部 1 1 1 と、第 2 通信処理部 1 1 2 と、第 3 通信処理部 1 1 3 と、第 4 通信処理部 1 1 4 と、第 5 通信処理部 1 1 5 とを含む。第 1 通信処理部 1 1 1 は、第 1 バス B 1 に接続されたエンジン制御 E C U 1 2、ステアリング制御 E C U 1 3、ブレーキ制御 E C U 1 4、ライト制御 E C U 1 5 およびエアバッグ制御 E C U 1 6 と通信する処理を行う。第 2 通信処理部 1 1 2 は、第 2 バス B 2 に接続された空調制御 E C U 1 7、センサ E C U 1 8 および座席制御 E C U 1 9 と通信する処理を行う。第 3 通信処理部 1 1 3 は、第 3 バス B 3 に接続された映像処理 E C U 2 0 および第 1 外部通信処理部 2 1 と通信する処理を行う。第 4 通信処理部 1 1 4 は、第 4 バス B 4 に接続された運転支援制御 E C U 2 2 および第 2 外部通信処理部 2 3 と通信する処理を行う。第 5 通信処理部 1 1 5 は、診断用通信部 1 1 と通信する処理を行う。

10

【 0 0 2 7 】

ルーティング処理部 1 2 0 は、通信処理部 1 1 0 に含まれるいずれかの通信処理部が入力したデータを他の通信処理部に転送し、バスを跨がる通信や診断用通信部 1 1 との間の通信を中継する処理を行う。すなわち、ルーティング処理部 1 2 0 は、どのバスから入力したデータをどのバスに出力するか、どのバスに接続されたどの E C U から入力したデータをどのバスに出力するか、どのバスに接続されたどの E C U から入力したデータをどのバスに接続されたどの E C U に出力するかなどを決定する処理を行う。このとき、ルーティング処理部 1 2 0 は、バスの規格やプロトコル、データフォーマットが異なる場合は、プロトコル・フォーマットを変換する処理を行う。

20

【 0 0 2 8 】

ルーティング処理部 1 2 0 は、内部にフィルタリング処理部 1 2 1 を備える。フィルタリング処理部 1 2 1 は、設定されたポリシーに従って、ルーティング処理部 1 2 0 に入力されるデータの一部を蓄積制御部 1 4 0 に送信する処理を行う。

【 0 0 2 9 】

ルーティング処理部 1 2 0 は、上述のように、バスを跨がる通信を中継するため、バスを跨がって E C U 間で送受信されるデータはルーティング処理部 1 2 0 に入力される。また、バスを跨がない通信であっても、バス上にブロードキャストされたデータは通信処理部 1 1 0 によって受信されるため、ルーティング処理部 1 2 0 にそのデータを入力することができる。ここで、車載システム 1 0 を搭載する車両のイグニッションスイッチがオフか、走行中か、停車中か、外部装置と通信を行っているかといったように、車両の状態にも依存するが、車載システム 1 0 においては、多数の E C U から制御コマンドや制御データが出力されるため、ルーティング処理部 1 2 0 が受信したり処理したりするデータも膨大な量になる。したがって、ルーティング処理部 1 2 0 が受信した全てのデータを蓄積部 1 3 0 に蓄積することは現実的ではない。そこで、フィルタリング処理部 1 2 1 は、設定されたポリシーに従って、必要なデータのみ蓄積制御部 1 4 0 に送信する。

30

【 0 0 3 0 】

なお、フィルタリング処理部 1 2 1 は、予め設定された固定のポリシーに従って蓄積制御部 1 4 0 に送信するデータを判定してもよいし、フィルタリング処理部 1 2 1 のポリシーを可変とし、蓄積制御部 1 4 0 に送信するデータをその都度判定してもよい。また、フィルタリング処理部 1 2 1 に設定するポリシーを、蓄積制御部 1 4 0 から更新できるように構成されていてもよい。

40

【 0 0 3 1 】

蓄積部 1 3 0 は、車載システム 1 0 に含まれる各 E C U が出力するデータを蓄積する。この蓄積部 1 3 0 としては、例えば N A N D フラッシュメモリや H D D など、データを記録する媒体を用いることができる。

【 0 0 3 2 】

蓄積制御部 1 4 0 は、蓄積部 1 3 0 に蓄積するデータと蓄積部 1 3 0 から出力するデータとの少なくともいずれかを、所定のルールに従って加工または選別する処理を行う。

50

## 【 0 0 3 3 】

本実施形態では、車載システム 1 0 に含まれる各 E C U が出力するデータが蓄積部 1 3 0 に蓄積される。この蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの用途は多様である。例えば、車載システム 1 0 を搭載する車両に事故が発生した場合、オペレータ（車両の運転者）のミスによって発生した事故か、ソフトウェアの不具合によって発生した事故かを後から検証するための情報として利用することが考えられる。場合によっては、オペレータのミスによって発生した事故であることを車両の製造ベンダが証明するために、警察や裁判所などの公的機関にデータの提出が必要になる場合も想定される。また、オペレータが急加速や急発進といった事故につながりやすい操作をしていないかどうかをモニタリングし、燃費や安全運転に配慮した操作のアドバイスや保険額の割引など様々なサービスに利用することも考えられる。また、車両の製造ベンダが車載システム 1 0 の実試験を行い、改善に向けた評価を行うための情報として利用することも考えられる。

10

## 【 0 0 3 4 】

また、車載システム 1 0 は様々な外部装置と通信することを想定している。したがって、様々な外部装置から攻撃を受ける可能性がある。一般的に、情報通信システムでは、設計者や実装者が意図していない不具合を悪用して攻撃がなされるが、すべての攻撃を事前に予測して、不具合を完全に排除した車載システム 1 0 を設計、実装することは困難である。車載システム 1 0 も不正な命令や不正なデータを排除する機能を備えていることが望ましいが、それらの対策を施していたとしても残念ながら攻撃が成立してしまう場合もある。このとき、仮に車載システム 1 0 の不具合により不正な命令や不正なデータを受け付けてしまったとしても、どのような情報が外部装置から送信されたのか記録できていれば、それを後から解析して不具合の修正に利用することができる。このため、E C U が出力するデータを車載システム 1 0 内に蓄積しておくことは、事後対応として有用である。

20

## 【 0 0 3 5 】

一般的に、車載システム 1 0 に含まれる E C U は様々なものがあり、E C U やそこに搭載されるソフトウェアによって、車載システム 1 0 の品質や特性が変化する。このため、E C U が出力するデータには、オペレータにとって利用しやすい車載システム 1 0 を構成するためのノウハウが多々含まれている。したがって、車両の製造ベンダにとって、E C U が出力するデータを競争相手の製造ベンダに秘匿する必要がある。

## 【 0 0 3 6 】

また、E C U が出力するデータ群は上述のように様々な用途が考えられるため、例えば車両の製造ベンダや、警察、裁判所などの公的機関には蓄積部 1 3 0 に蓄積したデータをすべて公開し、保険会社には一部のデータを公開し、一般ユーザには最小限のデータを公開するといったように、データの開示範囲を制限する機能を備えておくことが望まれる。

30

## 【 0 0 3 7 】

また、車両の製造ベンダがデータを改変していないことを証明するか、車載ゲートウェイ装置 1 0 0 から出力した後にデータが何者かによって改変されることを防ぐ仕組みを備えている必要がある。

## 【 0 0 3 8 】

本実施形態の車載ゲートウェイ装置 1 0 0 は、これらの要求を満足するために、蓄積部 1 3 0 へのデータの入力や蓄積部 1 3 0 からのデータの出力を制御する蓄積制御部 1 4 0 を備える。

40

## 【 0 0 3 9 】

蓄積制御部 1 4 0 は、記録通信部 1 4 1 と、入力制御部 1 4 2 と、出力制御部 1 4 3 と、蓄積通信部 1 4 4 と、を備える。記録通信部 1 4 1 は、ルーティング処理部 1 2 0 と通信する処理を行う。入力制御部 1 4 2 は、蓄積部 1 3 0 にデータを入力するときに加工・選別する処理を行う。出力制御部 1 4 3 は、蓄積部 1 3 0 からデータを出力するときに加工・選別する処理を行う。入力制御部 1 4 2 と出力制御部 1 4 3 の詳細は後述する。蓄積通信部 1 4 4 は、蓄積部 1 3 0 にデータを送信したり、蓄積部 1 3 0 からデータを受信したりする処理を行う。

50

## 【 0 0 4 0 】

なお、ルーティング処理部 1 2 0 から蓄積制御部 1 4 0 に送信されるデータは、上述したようにフィルタリング処理部 1 2 1 によって選別されたデータであるが、蓄積制御部 1 4 0 が、どのデータを送信するかをルーティング処理部 1 2 0 に指示する構成としてもよい。例えば、蓄積制御部 1 4 0 が蓄積部 1 3 0 の容量を監視し、一定以上の容量になった場合には蓄積部 1 3 0 でデータが溢れることを防ぐため、蓄積部 1 3 0 に記録するデータを制限するように、フィルタリング処理部 1 2 1 のポリシーの変更をルーティング処理部 1 2 0 に依頼してもよい。

## 【 0 0 4 1 】

ここで、入力制御部 1 4 2 の具体例について説明する。図 3 - 1 乃至図 3 - 3 は、入力制御部 1 4 2 の内部構成例を示す図である。入力制御部 1 4 2 は、図 3 - 1 に示すように、内部に選別処理部 2 0 1 を備える構成と、図 3 - 2 に示すように、内部に第 1 暗号処理部 2 0 2 および鍵管理部 2 0 3 を備える構成と、図 3 - 3 に示すように、内部に選別処理部 2 0 1、第 1 暗号処理部 2 0 2 および鍵管理部 2 0 3 を備える構成とがある。車載システム 1 0 に要求される性能や蓄積部 1 3 0 の容量サイズなどに応じて、最適な構成の入力制御部 1 4 2 を選択すればよい。

10

## 【 0 0 4 2 】

選別処理部 2 0 1 は、ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータに対し、蓄積部 1 3 0 に蓄積するデータか否かを判定して、データの加工や選別を行う処理部である。選別処理部 2 0 1 は、予め設定された固定のルールに従って、ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータが蓄積部 1 3 0 に蓄積するデータか否かを判定してもよいし、選別処理部 2 0 1 のルールを可変とし、ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータが蓄積部 1 3 0 に蓄積するデータか否かを判定するルールが更新できるようになっていてもよい。

20

## 【 0 0 4 3 】

選別処理部 2 0 1 が用いるルールの例を以下に挙げる。

## 【 0 0 4 4 】

ルール 1 - 1 : ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータのビットレートに基づき、蓄積部 1 3 0 に蓄積するデータか否かを判定する。例えば、選別処理部 2 0 1 は、ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータのビットレートを計測し、予め定めた上限を超える場合は、データを間引いて蓄積部 1 3 0 に入力するように制御する。

30

## 【 0 0 4 5 】

ルール 1 - 2 : ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータが、どのバスからのデータであるかによって、蓄積部 1 3 0 に蓄積するデータか否かを判定する。例えば、選別処理部 2 0 1 は、ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータが第 1 バス B 1 からのデータであった場合は蓄積部 1 3 0 への入力を禁止するが、第 2 バス B 2 からのデータであった場合は蓄積部 1 3 0 への入力を許可するといったように、蓄積部 1 3 0 へのデータの入力を制御する。

## 【 0 0 4 6 】

ルール 1 - 3 : ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータの種類に基づき、蓄積部 1 3 0 に蓄積するデータか否かを判定する。例えば、選別処理部 2 0 1 は、ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータが動画データの場合は蓄積部 1 3 0 への入力を禁止するが、テキストデータ(数値データを含む)の場合は蓄積部 1 3 0 への入力を許可するといったように、蓄積部 1 3 0 へのデータの入力を制御する。他にも、例えば時間情報(時刻情報)は蓄積部 1 3 0 への入力を禁止するが、それ以外のデータは蓄積部 1 3 0 への入力を許可するといったように、データの種類に応じて蓄積部 1 3 0 へのデータの入力を制御する。

40

## 【 0 0 4 7 】

ルール 1 - 4 : ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータのサイズに基づき、蓄積部 1 3 0 に蓄積するデータか否かを判定する。例えば、選別処理部 2 0 1 は、ルーティ

50

ング処理部 120 から入力されたデータのサイズが N キロバイト以上の場合は蓄積部 130 への入力を禁止するが、それより小さい場合は蓄積部 130 への入力を許可するといったように、蓄積部 130 へのデータの入力を制御する。

【0048】

ルール 1 - 5 : ルーティング処理部 120 から入力されたデータが、どの ECU が出力したデータであるかによって、蓄積部 130 に蓄積するデータか否かを判定する。例えば、選別処理部 201 は、空調制御 ECU 17 が出力したデータは蓄積部 130 への入力を許可するが、エンジン制御 ECU 12 が出力したデータは蓄積部 130 への入力を禁止するといったように、蓄積部 130 へのデータの入力を制御する。

【0049】

ルール 1 - 6 : センサ ECU 18 が物理的に異なる複数の ECU を含み、これら複数の ECU が同一のセンサ信号を取得して異なるバスに出力する場合、複数の ECU が出力するデータが一致するか否かにより、蓄積部 130 に蓄積するデータか否かを判定する。例えば、センサ信号に冗長性を持たせるため、センサ ECU 18 に含まれる複数の ECU を異なるバスに接続し、これら複数の ECU が同一のセンサ信号を取得して、異なるバスに出力する構成とする場合がある。このような構成の場合、選別処理部 201 は、例えば、それら複数の ECU が出力するデータが一致する間はいずれかの ECU が出力するデータのみ蓄積部 130 に入力し、異なる場合はそれら複数の ECU が出力するデータを蓄積部 130 に入力するといったように、蓄積部 130 へのデータの入力を制御する。これにより、故障あるいは不正アクセスによる問題の発生を検知することができ、原因追及に際して有用である。

【0050】

ルール 1 - 7 : 外部装置との間で認証が成功したか否かによって、ルーティング処理部 120 から入力されたデータを蓄積部 130 に蓄積するか否かを判定する。例えば、選別処理部 201 は、外部装置から第 1 外部通信処理部 21、第 2 外部通信処理部 23、あるいは診断用通信部 11 を経由して、予め設定したパスワード (PIN コード) と一致する値が送信されてきた場合は、ルーティング処理部 120 から入力されたデータを蓄積部 130 に入力することを許可するが、予め設定したパスワード (PIN コード) と一致する値が送信されない場合は、ルーティング処理部 120 から入力されたデータを蓄積部 130 に入力することを禁止するといったように、蓄積部 130 へのデータの入力を制御する。

【0051】

なお、選別処理部 201 は、外部装置との間で認証が成功した場合、ルーティング処理部 120 から入力された全てのデータが蓄積部 130 に入力されるように制御してもよいが、上記のルール 1 - 1 からルール 1 - 6 のいずれかまたはその組み合わせに従って、蓄積部 130 に入力するデータを選別してもよい。また、外部装置との間の認証方式は、パスワード認証に限らず、RSA などの公開鍵アルゴリズムを用いた公開鍵認証でもよい。その場合、選別処理部 201 が秘密鍵を管理する。

【0052】

上記のルール 1 - 7 は、車載システム 10 を搭載する車両の製造ベンダがテスト用のデータを収集し、解析する際に極めて有用である。テスト用のデータは、オペレータや保険会社など、通常の利用時には蓄積する必要のない、あるいは取得されたくないデータであるが、製造ベンダにとっては有用なデータである。すなわち、車載システム 10 を再設計する際は、各種認定を再度取得するために実機でテストする場合がある。この場合、車載システム 10 の各 ECU がテスト用のデータを出力するが、このとき製造ベンダのみが知り得るパスワードや鍵情報を元に認証を行うようにすれば、製造ベンダがテストを行う場合に限り、ECU が出力するテスト用のデータを蓄積部 130 に蓄積させることができる。

【0053】

ルール 1 - 8 : 上記のルール 1 - 1 からルール 1 - 7 の任意の組み合わせ。

## 【 0 0 5 4 】

なお、上記のルール 1 - 1 からルール 1 - 8 で検出した結果に応じて、E C U が出力するデータを蓄積部 1 3 0 に蓄積するか否かについて異なるポリシーを適用し、システム状況に応じたデータの蓄積（ログ蓄積）を行えるようになっていてもよい。例えば、ルール 1 - 6 の場合、より多くのログを採取したり、あるいは、故障時の冗長系からのログ採取に切り替えたりしてもよい。

## 【 0 0 5 5 】

なお、入力制御部 1 4 2 は、ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータを蓄積部 1 3 0 に入力する場合に、圧縮技術を用いて圧縮形式で蓄積部 1 3 0 に入力する構成としてもよい。例えば、同じデータの値が連続して同じ値だった場合に、同じデータを連続回数分送るのではなく圧縮して送る。

10

## 【 0 0 5 6 】

また、入力制御部 1 4 2 は、ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータを蓄積部 1 3 0 に入力する場合に、そのデータに統計処理を施してもよい。例えば、同じ E C U からの同種のデータが時間 X、Y、Z でルーティング処理部 1 2 0 から入力された場合、3 つのデータを蓄積部 1 3 0 に入力するのではなく、それら 3 つのデータの平均値を蓄積部 1 3 0 に入力してもよい。

## 【 0 0 5 7 】

また、入力制御部 1 4 2 は、ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータを蓄積部 1 3 0 に入力する場合に、そのデータに車載システム 1 0 を搭載した車両のオペレータを識別する情報を付与してもよい。オペレータの癖などによって、車両の操作方法が異なる可能性がある。蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータを解析する際、どのオペレータが操作したときに E C U が出力したデータであるか区別できれば、燃費や安全運転に配慮した操作のアドバイスや保険額の割引など様々なサービスに利用することができる。オペレータを区別する方法としては、例えば、車内カメラで人物認識する方法、指紋や声紋などの生体情報で識別する、あるいは、運転免許証やクレジットカードなどオペレータを特定する所有物を読み込むリーダで認識する方法などがある。それらカメラやセンサ、カードリーダなどの各種リーダが読み込んだ情報を入力制御部 1 4 2 に伝える。

20

## 【 0 0 5 8 】

なお、上記のルール 1 - 2 やルール 1 - 5 に従った判定は、ルーティング処理部 1 2 0 のフィルタリング処理部 1 2 1 でも行う場合がある。上述のようにバスの規格によってはデータがブロードキャストされる場合がある。そのようなバスの規格では、送り主アドレスと送り先アドレスをフィルタリング処理部 1 2 1 で判定できない場合がある。このような場合に備え、本実施形態では、類似の処理をフィルタリング処理部 1 2 1 でも入力制御部 1 4 2 でも行う構成になっている。

30

## 【 0 0 5 9 】

また、以上の例では、蓄積部 1 3 0 に蓄積するデータの選別を選別処理部 2 0 1 が行う構成であるが、データの選別処理はフィルタリング処理部 1 2 1 で行う構成としてもよい。すなわち、選別処理部 2 0 1 は、上記のルール 1 - 1 からルール 1 - 8 のいずれかを保持し、そのルールに従ってフィルタリング処理部 1 2 1 のポリシーを設定し、選別処理部 2 0 1 が保持するルールに従ってフィルタリング処理部 1 2 1 が選別処理を行う構成としてもよい。

40

## 【 0 0 6 0 】

第 1 暗号処理部 2 0 2 は、ルーティング処理部 1 2 0 から入力されたデータに暗号処理を施す。鍵管理部 2 0 3 は、第 1 暗号処理部 2 0 2 が暗号処理に使用する鍵を管理する。なお、暗号アルゴリズムは、A E S のような共通鍵暗号でもよいし、R S A や楕円曲線暗号のような公開鍵暗号でもよい。入力制御部 1 4 2 が第 1 暗号処理部 2 0 2 と鍵管理部 2 0 3 を備える図 3 - 2 の構成の場合、蓄積部 1 3 0 には、暗号化されたデータが蓄積される。したがって、例えば攻撃者が蓄積部 1 3 0 のみを取り外してデータを取得したとしても、攻撃者は平文のデータを取得することはできない。

50

## 【 0 0 6 1 】

なお、暗号処理はデータの秘匿化に限らず、メッセージ認証コード（M A C : Message Authentication Code）などによる完全性を保証する処理であってもよい。この場合、第1暗号処理部202は、例えばH M A Cなどのアルゴリズムを用い、データにM A C値を付けて蓄積部130に入力する。さらに、暗号処理は署名を付与する処理であってもよい。この場合、第1暗号処理部202は、例えばR S Aのような公開鍵暗号を用いてデータに対する署名値を生成し、データに署名値を付けて蓄積部130に蓄積する。もちろんデータサイズが大きい場合は、例えばS H A - 1などのハッシュアルゴリズムを用いてハッシュ値を計算し、そのハッシュ値に対する署名値を計算してもよい。

## 【 0 0 6 2 】

図3-3に示すように、内部に選別処理部201、第1暗号処理部202および鍵管理部203を備える構成の入力制御部142では、第1暗号処理部202がどのデータを暗号化するかが選別処理部201により選定される。この場合、ルーティング処理部120から入力されたデータは、選別処理部201によって、蓄積部130に蓄積しないか、第1暗号処理部202により暗号処理を施して蓄積部130に蓄積するか、平文のまま蓄積部130に蓄積するか判定される。選別処理部201による判定処理は、例えば、上述したルール1-1からルール1-8のいずれかに従って行うことができる。

## 【 0 0 6 3 】

なお、蓄積部130に蓄積するデータに対して第1暗号処理部202が暗号処理を行う場合は、データの出力先に応じて異なる鍵を用いた暗号処理を行うようにしてもよい。すなわち、暗号処理に用いる鍵を分けることによって、例えば、製造ベンダと公的機関のみが全てのデータを復号でき、保険会社は特定のデータのみを復号できるといったように、アクセス可能な対象者を区別するようにしてもよい。同様に、データの出力先に応じて異なる暗号アルゴリズムを用いた暗号処理を行うようにしてもよい。

## 【 0 0 6 4 】

次に、出力制御部143の具体例について説明する。図4-1乃至図4-6は、出力制御部143の内部構成例を示す図である。出力制御部143は、図4-1に示すように、内部にアクセス制御部301を備える構成と、図4-2に示すように、内部にアクセス制御部301、モード設定部302および認証処理部303を備える構成と、図4-3に示すように、内部に第2暗号処理部304および第2鍵管理部305を備える構成と、図4-4に示すように、内部にアクセス制御部301、第3暗号処理部306および第3鍵管理部307を備える構成と、図4-5に示すように、内部にアクセス制御部301および第3暗号処理部306を備える構成と、図4-6に示すように、内部にアクセス制御部301、第2暗号処理部304および第2鍵管理部305を備える構成とがある。車載システム10に要求される性能やセキュリティレベルなどに応じて、最適な構成の出力制御部143を選択すればよい。

## 【 0 0 6 5 】

アクセス制御部301は、蓄積部130からの出力が要求されたデータに対し、出力できるデータが否かを判定して、出力するデータの加工や選別を行う処理部である。アクセス制御部301は、予め設定された固定のルールに従って、出力が要求されたデータが出力できるデータが否かを判定してもよいし、アクセス制御部301のルールを可変とし、出力が要求されたデータが出力できるデータが否かを判定するルールが更新できるようにもよい。

## 【 0 0 6 6 】

アクセス制御部301が用いるルールの例を以下に挙げる。

## 【 0 0 6 7 】

ルール2-1：出力が要求されたデータをルーティング処理部120に送信する際のビットレートに基づき、出力できるデータが否かを判定する。例えば、アクセス制御部301は、出力が要求されたデータのビットレートを計測し、予め定めた上限を超える場合は、データを間引いてルーティング処理部120に送信するように制御する。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 6 8 】

ルール 2 - 2 : 出力が要求されたデータの出力先に応じて、出力できるデータか否かを判定する。例えば、アクセス制御部 3 0 1 は、出力が要求されたデータが診断用通信部 1 1 から外部機器に送信される場合は出力を禁止するが、第 2 外部通信処理部 2 3 から外部機器に送信される場合は出力を許可するといったように、蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの出力を制御する。

## 【 0 0 6 9 】

ルール 2 - 3 : 出力が要求されたデータの種別に基づき、出力できるデータか否かを判定する。例えば、アクセス制御部 3 0 1 は、出力が要求されたデータが動画データの場合は出力を禁止するが、テキストデータ(数値データを含む)の場合は出力を許可するといったように、蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの出力を制御する。他にも、例えば時間情報(時刻情報)は出力を禁止するが、それ以外のデータは出力を許可するといったように、データの種別に応じて蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの出力を制御する。

10

## 【 0 0 7 0 】

ルール 2 - 4 : 出力が要求されたデータのサイズに基づき、出力できるデータか否かを判定する。例えば、アクセス制御部 3 0 1 は、出力が要求されたデータのサイズが N キロバイト以上の場合は出力を禁止するが、それより小さい場合は出力を許可するといったように、蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの出力を制御する。

## 【 0 0 7 1 】

ルール 2 - 5 : 出力が要求されたデータが、どの ECU が出力したデータであるかによって、出力できるデータか否かを判定する。例えば、アクセス制御部 3 0 1 は、出力が要求されたデータが空調制御 ECU 1 7 が出力したデータであれば出力を許可するが、エンジン制御 ECU 1 2 が出力したデータであれば出力を禁止するといったように、蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの出力を制御する。なお、この場合、データを蓄積部 1 3 0 に蓄積する際に、入力制御部 1 4 2 がどの ECU から入力したデータであることを示す情報を付与して蓄積するようにしてもよい。

20

## 【 0 0 7 2 】

ルール 2 - 6 : センサ ECU 1 8 が物理的に異なる複数の ECU を含み、これら複数の ECU が同一のセンサ信号を取得して異なるバスに出力する構成において、複数の ECU が同一のセンサ信号を取得して出力したデータが蓄積部 1 3 0 に蓄積されている場合、これら複数の ECU が出力したデータが一致するか否かにより、出力できるデータか否かを判定する。例えば、アクセス制御部 3 0 1 は、複数の ECU が出力したデータが異なる場合は攻撃やエラーの解析のため出力を許可し、一致する場合は出力を禁止するといったように、蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの出力を制御する。なお、この場合、データを蓄積部 1 3 0 に蓄積する際に、入力制御部 1 4 2 が同一のセンサから入力したデータであることを示す情報を付与して蓄積するようにしてもよい。

30

## 【 0 0 7 3 】

ルール 2 - 7 : 外部装置との間で認証が成功したか否かによって、出力が要求されたデータを出力するか否かを判定する。例えば、アクセス制御部 3 0 1 は、外部装置から第 1 外部通信処理部 2 1、第 2 外部通信処理部 2 3、あるいは診断用通信部 1 1 を経由して、予め設定したパスワード(PINコード)と一致する値が送信されてきた場合は、出力が要求されたデータの出力を許可するが、予め設定したパスワード(PINコード)と一致する値が送信されない場合は、出力が要求されたデータの出力を禁止するといったように、蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの出力を制御する。

40

## 【 0 0 7 4 】

なお、アクセス制御部 3 0 1 は、外部装置との間で認証が成功した場合、出力が要求された全てのデータの出力を許可してもよいが、上記のルール 2 - 1 からルール 2 - 6 のいずれかまたは組み合わせに従って、出力を許可するデータを選別してもよい。また、外部装置との間の認証方式は、パスワード認証に限らず、RSA などの公開鍵アルゴリズムを用いた公開鍵認証でもよい。その場合、アクセス制御部 3 0 1 が秘密鍵を管理する。

50

## 【 0 0 7 5 】

ルール 2 - 8 : 上記のルール 2 - 1 からルール 2 - 7 の任意の組み合わせ。

## 【 0 0 7 6 】

なお、出力制御部 1 4 3 は、蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータが圧縮技術によって圧縮されている場合、そのデータに対して伸長処理を施す。

## 【 0 0 7 7 】

また、出力制御部 1 4 3 は、蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータに対して統計処理を施して出力してもよい。例えば、同じ ECU からの同種のデータが時間 X、Y、Z で蓄積部 1 3 0 に記録されている場合、3 つのデータを出力するのではなく、それら 3 つのデータの平均値を出力してもよい。

10

## 【 0 0 7 8 】

モード設定部 3 0 2 は、アクセス制御部 3 0 1 の動作を有効にするか無効にするか設定する処理を行う。モード設定部 3 0 2 によりアクセス制御部 3 0 1 が有効に設定されている場合、アクセス制御部 3 0 1 によって上記のルール 2 - 1 からルール 2 - 8 のいずれかに従ったデータの選別や加工が行われる。一方、アクセス制御部 3 0 1 が無効に設定されている場合は、出力が要求されたデータが蓄積部 1 3 0 からそのまま出力される。

## 【 0 0 7 9 】

認証処理部 3 0 3 は、モード設定部 3 0 2 の動作を制限するための認証処理を行う。すなわち、認証処理部 3 0 3 が認証成功としたときのみ、モード設定部 3 0 2 がアクセス制御部 3 0 1 を有効にしたり無効にしたり設定できる。これにより、パスワードや秘密鍵の値を知らない攻撃者によって不正にアクセス制御部 3 0 1 の設定が変更されることを防止できる。認証の方式としては、例えば、認証処理部 3 0 3 に予め設定されたパスワード (PINコード) を用いる方法 (パスワード認証)、RSA や楕円曲線暗号などの公開鍵アルゴリズムを用いて公開鍵認証を用いる方法などがある。

20

## 【 0 0 8 0 】

なお、モード設定部 3 0 2 は、アクセス制御部 3 0 1 の動作を有効にするか無効にするかの設定だけでなく、アクセス制御部 3 0 1 が用いるルールを変更する設定を行ってもよい。例えば、アクセス制御部 3 0 1 にルール 2 - 1 が適用されている場合、認証処理部 3 0 3 による認証が成功すると、モード設定部 3 0 2 は、アクセス制御部 3 0 1 にルール 2 - 2 を適用するように設定する構成としてもよい。

30

## 【 0 0 8 1 】

第 2 暗号処理部 3 0 4 は、蓄積部 1 3 0 からの出力が要求されたデータに暗号処理を施す。第 2 鍵管理部 3 0 5 は、第 2 暗号処理部 3 0 4 が暗号処理に使用する鍵を管理する。なお、暗号アルゴリズムは、AES のような共通鍵暗号でもよいし、RSA や楕円曲線暗号のような公開鍵暗号でもよい。出力制御部 1 4 3 が第 2 暗号処理部 3 0 4 と第 2 鍵管理部 3 0 5 を備える図 4 - 3 の構成の場合、蓄積部 1 3 0 から出力されるデータは暗号化される。そして、共通鍵の場合は第 2 鍵管理部 3 0 5 が管理する鍵と同じ値を、公開鍵の場合は第 2 鍵管理部 3 0 5 の公開鍵に対応する秘密鍵の値を持っている場合に限り、蓄積部 1 3 0 から出力されたデータを平文に復号することができる。したがって、鍵の値を知らない攻撃者は暗号化されたデータを復号することができないため、蓄積部 1 3 0 のデータが平文で攻撃者に取得されることを防止できる。

40

## 【 0 0 8 2 】

なお、暗号処理はデータの秘匿化に限らず、メッセージ認証コード (MAC) などによる完全性を保証する処理であってもよい。この場合、第 2 暗号処理部 3 0 4 は、例えば HMAC などのアルゴリズムを用い、蓄積部 1 3 0 から出力されるデータに MAC 値を付ける。さらに、暗号処理は署名を付与する処理であってもよい。この場合、第 2 暗号処理部 3 0 4 は、例えば RSA のような公開鍵暗号を用いてデータに対する署名値を生成し、蓄積部 1 3 0 から出力されるデータに署名値を付ける。もちろんデータサイズが大きい場合は、例えば SHA - 1 などのハッシュアルゴリズムを用いてハッシュ値を計算し、そのハッシュ値に対する署名値を計算してもよい。

50

## 【 0 0 8 3 】

図 4 - 6 に示すように、内部にアクセス制御部 3 0 1、第 2 暗号処理部 3 0 4 および第 2 鍵管理部 3 0 5 を備える構成の出力制御部 1 4 3 では、蓄積部 1 3 0 に平文で蓄積されているデータのうち、第 2 暗号処理部 3 0 4 がどのデータを暗号化するかがアクセス制御部 3 0 1 により選定される。この場合、蓄積部 1 3 0 から出力されるデータは、アクセス制御部 3 0 1 によって、第 2 暗号処理部 3 0 4 により暗号処理を施して出力するか、平文のまま出力するかが判定される。アクセス制御部 3 0 1 による判定処理は、例えば、上述したルール 2 - 1 からルール 2 - 8 のいずれかに従って行うことができる。

## 【 0 0 8 4 】

なお、蓄積部 1 3 0 から出力するデータに対して第 2 暗号処理部 3 0 4 が暗号処理を行う場合は、データの出力先に応じて異なる鍵を用いた暗号処理を行うようにしてもよい。すなわち、暗号処理に用いる鍵を分けることによって、例えば、製造ベンダと公的機関のみが全てのデータを復号でき、保険会社は特定のデータのみを復号できるといったように、アクセス可能な対象者を区別するようにしてもよい。

## 【 0 0 8 5 】

第 3 暗号処理部 3 0 6 は、蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータが入力制御部 1 4 2 の第 1 暗号処理部 2 0 2 により暗号化されている場合に、蓄積部 1 3 0 から出力するデータに対して復号処理を施す。第 3 鍵管理部 3 0 7 は、第 3 暗号処理部 3 0 6 が使用する鍵を管理する。第 1 暗号処理部 2 0 2 で暗号化されたデータが蓄積部 1 3 0 に蓄積されている場合、蓄積部 1 3 0 に蓄積されているデータのうち、どのデータを第 3 暗号処理部 3 0 6 で復号するかがアクセス制御部 3 0 1 により選定される。すなわち、蓄積部 1 3 0 から出力されるデータは、アクセス制御部 3 0 1 によって、第 3 暗号処理部 3 0 6 により復号して平文として出力するか、暗号文のまま出力するかが判定される。アクセス制御部 3 0 1 による判定処理は、例えば、上述したルール 2 - 1 からルール 2 - 8 のいずれかに従って行うことができる。

## 【 0 0 8 6 】

なお、共通鍵暗号が用いられている場合は、入力制御部 1 4 2 の鍵管理部 2 0 3 に格納された値と同じ値を第 3 鍵管理部 3 0 7 に格納してもよいし、図 4 - 5 に示す構成のように、出力制御部 1 4 3 内部に第 3 鍵管理部 3 0 7 を設けずに、第 3 暗号処理部 3 0 6 が入力制御部 1 4 2 の鍵管理部 2 0 3 から鍵を取得してもよい。

## 【 0 0 8 7 】

蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの出力を要求する方法としては、車載システム 1 0 に含まれる E C U が出力要求メッセージを送信する方法、外部装置が診断用通信部 1 1、第 1 外部通信処理部 2 1、第 2 外部通信処理部 2 3 のいずれかを介して出力要求メッセージを送信する方法などがある。また、蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの出力先としては、内部のバスを經由して E C U に出力する、診断用通信部 1 1、第 1 外部通信処理部 2 1、第 2 外部通信処理部 2 3 のいずれかを介して外部装置に出力するなどがある。外部装置へ出力する場合は有線の場合もあるし、無線の場合もある。蓄積部 1 3 0 に蓄積されたデータの出力を要求する出力要求メッセージに、出力先を指定する情報を付与してもよいし、車載ゲートウェイ装置 1 0 0 に予め出力先が指定されていてもよい。出力先を指定する情報として、バスを指定する方法、E C U を指定する方法、診断用通信部 1 1 を指定する方法などがある。

## 【 0 0 8 8 】

なお、いずれの認証または暗号化を施す場合も、どのバスまたはどの E C U からの要求であるかをアクセス制御部 3 0 1 が判定する処理を行い、バスまたは E C U によってアクセス制御部 3 0 1 の動作を変更できるようになっていてもよい。例えば、ルーティング処理部 1 2 0 を介して第 1 バス B 1 からアクセス制御部 3 0 1 の動作を変更する場合にはモード設定部 3 0 2 は無効になり、アクセス制御部 3 0 1 の動作を有効にしたり無効にしたり設定できるが、診断用通信部 1 1 からアクセス制御部 3 0 1 の動作を変更する場合にはモード設定部 3 0 2 が有効となり、認証処理部 3 0 3 との認証が成功しない限りアクセス

10

20

30

40

50

制御部 301 の設定を変更できないといった構成になっていてもよい。同様に、ルーティング処理部 120 を介して第 1 バス B1 から蓄積部 130 に蓄積されたデータの出力が要求された場合にはデータは平文のまま出力されるが、診断用通信部 11 から蓄積部 130 に蓄積されたデータの出力が要求された場合には、データは第 2 暗号処理部 304 によって暗号化されて出力されるといった構成になっていてもよい。

#### 【0089】

なお、以上の例では、蓄積部 130 にデータを入力するときに入力制御部 142 がデータの加工・選別を行うとともに、蓄積部 130 からデータを出力するとき出力制御部 143 がデータの加工・選別を行うようにしているが、データの加工・選別は、蓄積部 130 にデータを入力するとき、あるいは、蓄積部 130 からデータを出力するときのいずれかのみ行う構成としてもよい。

#### 【0090】

以上、具体的な例を挙げながら詳細に説明したように、本実施形態の車載ゲートウェイ装置 100 は、ECU が出力するデータを蓄積部 130 に蓄積し、蓄積部 130 に蓄積したデータを出力する際に、所定のルールに従ってデータを加工または選別するようにしている。したがって、この車載ゲートウェイ装置 100 によれば、蓄積部 130 に蓄積するデータを保護しながら、データの用途に応じてその出力を制限することができる。これにより、蓄積部 130 に蓄積するデータが悪意の第三者に取得されたり、蓄積部 130 に蓄積するデータを不用意に開示してしまったりする不都合を有効に抑制することができる。

#### 【0091】

また、本実施形態によれば、蓄積部 130 に蓄積するデータを加工または選別することにより、蓄積部 130 のデータあふれを抑制することができるとともに、蓄積部 130 のバス幅を小さくすることができるため、蓄積部 130 のコストを削減することができる。

#### 【0092】

なお、図 1 に示した車載システム 10 の構成では、映像処理 ECU 20 と運転支援制御 ECU 22 が外部と通信するために、それぞれ別々の通信処理部（第 1 外部通信処理部 21 および第 2 外部通信処理部 23）と接続されている。しかし、外部と通信するための通信処理部をひとつにまとめた構成としてもよい。その場合の車載システム 10 の構成例を図 5 に示す。

#### 【0093】

図 5 に示す車載システム 10 は、図 1 の第 1 外部通信処理部 21 と第 2 外部通信処理部 23 との代わりに、車載ゲートウェイ装置 100 に接続された第 3 外部通信処理部 24 を備えている。第 3 外部通信処理部 24 は、例えば、3GPP（登録商標）や LTE（登録商標）などの移動体通信網や、Wi-Fi（登録商標）、Bluetooth（登録商標）、802.11p などの無線を用いて、インターネット、路側機や他の外部装置と通信する処理を行う。

#### 【0094】

図 1 に示した構成の車載システム 10 では、映像処理 ECU 20 は車載ゲートウェイ装置 100 を介さず直接、第 1 外部通信処理部 21 を用いて外部と通信していた。同様に、運転支援制御 ECU 22 も車載ゲートウェイ装置 100 を介さず直接、第 2 外部通信処理部 23 を用いて外部と通信していた。しかし、図 5 に示す構成の車載システム 10 では、映像処理 ECU 20 や運転支援制御 ECU 22 は、第 3 外部通信処理部 24 を用いて外部と通信するために車載ゲートウェイ装置 100 を介す必要がある。その場合の車載ゲートウェイ装置 100 の構成例を図 6 に示す。

#### 【0095】

図 6 に示す車載ゲートウェイ装置 100 は、図 2 に示す構成と比較して、通信処理部 110 に第 6 通信処理部 116 が追加で含まれている点のみが異なる。第 6 通信処理部 116 は、第 3 外部通信処理部 24 と通信する処理を行う。映像処理 ECU 20 が第 3 外部通信処理部 24 を用いて外部と通信する場合は、映像処理 ECU 20 と第 3 外部通信処理部 24 は、第 3 通信処理部 113、ルーティング処理部 120 および第 6 通信処理部 116

10

20

30

40

50

を介して接続される。また、運転支援制御 ECU 22 が第 3 外部通信処理部 24 を用いて外部と通信する場合は、運転支援制御 ECU 22 と第 3 外部通信処理部 24 は、第 4 通信処理部 114、ルーティング処理部 120 および第 6 通信処理部 116 を介して接続される。

#### 【0096】

また、図 2 に示した車載ゲートウェイ装置 100 の構成では、ルーティング処理部 120 と蓄積制御部 140 はそれぞれ個別に設けられている。しかし、ルーティング処理部 120 内に蓄積制御部 140 を組み込んだ構成とすることも可能である。その場合の車載ゲートウェイ装置 100 の構成例を図 7 に示す。

#### 【0097】

図 7 に示す車載ゲートウェイ装置 100 では、蓄積制御部 140 がルーティング処理部 120 内に組み込まれている。このため、蓄積制御部 140 に記録通信部 141 は設けられていない。

#### 【0098】

図 2 に示した構成の車載ゲートウェイ装置 100 では、ルーティング処理部 120 が、設定されたポリシーに従って必要なデータのみ蓄積制御部 140 に送信する処理を行っていた。これに対し、図 7 に示す構成の車載ゲートウェイ装置 100 では、蓄積制御部 140 の入力制御部 142 がこの処理を行う。すなわち、入力制御部 142 は、ルーティング処理部 120 に設定されたポリシーに従ってルーティング処理部 120 に入力されたデータの選別を行うとともに、上述したルール 1 - 1 からルール 1 - 8 のいずれかに従って、蓄積部 130 に蓄積するデータの加工・選別を行う。

#### 【0099】

また、図 2 に示した構成の車載ゲートウェイ装置 100 では、蓄積部 130 から出力するデータを出力制御部 143 が加工・選別し、記録通信部 141 からルーティング処理部 120 に送信していた。これに対し、図 7 に示す構成の車載ゲートウェイ装置 100 では、蓄積制御部 140 がルーティング処理部 120 に組み込まれているため、出力制御部 143 は、加工・選別したデータを直接ルーティング処理部 120 に受け渡す処理を行う。ルーティング処理部 120 は、そのデータを第 1 バス B 1、第 2 バス B 2、第 3 バス B 3、第 4 バス B 4、または診断用通信部 11 に転送する処理を行う。

#### 【0100】

< 第 2 実施形態 >

次に、第 2 実施形態について説明する。第 1 実施形態では、車載システム 10 に含まれる ECU が出力するデータを蓄積部 130 に格納していた。これに対し第 2 実施形態では、ECU から出力されたデータに加え、ECU のファームウェアに関する情報をシステム情報として蓄積する点が、第 1 実施形態と異なる。以下、第 1 実施形態との相違点についてのみ説明する。

#### 【0101】

一般的に、車載システム 10 には数多くの様々な種類の ECU が搭載されている。図 1 では、それら多数の ECU の一例としてエンジン制御 ECU 12などを例示したが、これら以外にも様々な ECU が搭載されている。車載システム 10 は、複数の異なるベンダが提供する ECU を搭載していることが一般的である。それらの ECU の中には、ハードウェアのみで実現されているものと、ハードウェアとソフトウェア（ファームウェア）で構成されているものがある。ハードウェアとファームウェアで構成されているもののうち、ファームウェアが工場出荷時に組み込まれ、工場出荷後に更新（アップデート）することができないようになっているものもあるが、ファームウェアを ECU 単体で工場から出荷後、あるいは車載システム 10 としてアSEMBルされた後に、機能追加、性能向上、不具合の改善などを目的として、後から新しいファームウェアにアップデートする機能を備えているものもある。

#### 【0102】

このとき課題となるのが、ファームウェアの更新である。パーソナルコンピュータ（P

10

20

30

40

50

C)を中心としたITシステムの場合、各PCが常時インターネットに接続されている場合が多いため、各PCは最新のファームウェアがサーバ上で配布されているか定期的に確認し、ファームウェアが提供されたと同時に更新することが可能である。

【0103】

しかし、車載システム10はファームウェアを配布するサーバとネットワークで常時接続されているわけではない。例えば、車載システム10を搭載した車両がトンネルや地下道路を走行中の場合、外部装置と通信できない場合もあるし、車両を週末のみ利用する(イグニッションをオンにする)といったこともあり得る。したがって、必ずしもすべての車載システム10がすべてのECUに対して最新のファームウェアを取得し、インストールしているとは限らない。また、ECUの故障により、同一種類の車載システム10であ

10

【0104】

ってもあるECUは最新のファームウェアがインストールされているが、別のECUは古いファームウェアがインストールされているという状況もあり得る。さらに、上述のようにECUを提供するベンダは異なり、各ECUの機能はそれぞれ異なるため、ECUごとに個別にアップデートされていくことが見込まれる。したがって、仮に同じベンダが提供する同じ種類の車載システム10だとしても、ECUのファームウェアのバージョンの組み合わせは相当な数にのぼる。例えば、あるECUのバージョンがXであり、別のECUのバージョンがYの場合にのみ不具合が発生するといったように、特定のファームウェアのバージョンの組み合わせで不具合が発生する場合も考えらえる。

20

【0105】

また、セキュリティの観点からは、車載システム10のシステム構成によって攻撃の成否が異なり、特定のファームウェアの組み合わせで特定の攻撃が成立する場合もある。このように、車載システム10のシステム構成は、不具合や攻撃などの問題解決を進める上で、重要な手掛かりとなり得る。仮に事故が発生した場合、どのような不具合で生じたのかどうかを車両の製造ベンダが確認したり解析したりする作業が必要になるが、ファームウェアの組み合わせが分からなければ究明に多大なコストがかかる。

【0106】

以上のことから、車両の製造ベンダが、ECUが出力したデータとともに各ECUのファームウェアの状態を把握することができれば、再現も容易になるため、原因を究明するための解析が容易になると考えらえる。さらに、外部から有効な攻撃が発生しているか否かを車両の製造ベンダが事後的に効率よく解析するために、車載システム10内にシステム構成に関する情報を蓄積しておく必要があるが、蓄積すべきデータの種類・管理方法、出力方法が明らかになっていない。

30

【0107】

本実施形態では、車載ゲートウェイ装置100が、ECUが出力するデータに加えて、ECUのファームウェアに関する情報をシステム情報として蓄積し、データの解析を行う場合に各ECUのファームウェアの状態を把握できるようにすることで、データの解析を容易かつ効率よく行えるようにする。

【0108】

図8は、本実施形態の車載ゲートウェイ装置100の機能的な構成例を示すブロック図である。図2に示した第1実施形態の構成と比較して、システム情報取得部150が追加されている点と、蓄積部130がログ蓄積部131とシステム情報蓄積部132とを備える点が異なる。

40

【0109】

システム情報取得部150は、車載システム10に含まれる各ECUのファームウェアに関する情報を取得する処理を行う。ECUのファームウェアに関する情報とは、ファームウェアのバージョン情報であってもよいし、ファームウェアのハッシュ値であってもよい。また、ECUのファームウェアに関する情報は、日付などのファームウェアのメタデータを、ファームウェアのサイズ、ファームウェアに添付されている署名、ファームウェアを提供するベンダに関する情報などを含んでいてもよい。また、ファームウェアに関する

50

情報は、動作中の R A M イメージに関する情報であってもよい。

【 0 1 1 0 】

システム情報取得部 1 5 0 は、取得した E C U のファームウェアに関する情報を、蓄積部 1 3 0 に送信する。システム情報取得部 1 5 0 が E C U のファームウェアに関する情報を取得するタイミングとしては、各 E C U から定期的を取得する方法、車両のイグニッションがオンしたときに取得する方法、外部装置からの指示に応じて取得する方法、E C U の故障など異常を検出したときに取得する方法、特定の E C U からの指示に応じて収集する方法などがある。特定の E C U からの指示とは、例えば、エアバッグ制御 E C U 1 6 が車載システム 1 0 の衝突などのイベントを検出したときにシステム情報取得部 1 5 0 に指示を送信する場合などを指す。また、E C U のファームウェアに関する情報が更新された場合には、更新前のファームウェアに関する情報を上書きしてもよいし、更新前の情報を消さずに履歴として残しておき、追記してもよい。

10

【 0 1 1 1 】

本実施形態の車載ゲートウェイ装置 1 0 0 では、蓄積部 1 3 0 が、ログ蓄積部 1 3 1 とシステム情報蓄積部 1 3 2 とから構成される。ログ蓄積部 1 3 1 は、第 1 実施形態における蓄積部 1 3 0 と同一の機能を持つ。すなわち、ログ蓄積部 1 3 1 は、E C U が出力するデータであって、蓄積制御部 1 4 0 の入力制御部 1 4 2 により加工・選別されたデータを蓄積する。一方、システム情報蓄積部 1 3 2 は、システム情報取得部 1 5 0 が取得した E C U のファームウェアに関する情報をシステム情報として蓄積する。

20

【 0 1 1 2 】

第 1 の実施形態では、E C U が出力するデータを入力制御部 1 4 2 により加工・選別して蓄積部 1 3 0 に蓄積する仕組みを説明したが、E C U のファームウェアに関する情報についても同様に、加工・選別してシステム情報蓄積部 1 3 2 に蓄積する構成としてもよい。例えば、入力制御部 1 4 2 の選別処理部 2 0 1 が、システム情報取得部 1 5 0 が取得した E C U のファームウェアに関する情報について、どのバスに出力するか、どのバスから入力されたか、どの E C U から取得されたかなどによって、システム情報蓄積部 1 3 2 に蓄積すべきか否かを判定し、蓄積すべきと判定したもののみ蓄積するようにしてもよい。また、この判定は、E C U が出力するデータと独立に行ってもよい。すなわち、ある E C U が出力するデータはログ蓄積部 1 3 1 に蓄積することを禁止するが、その E C U のファームウェアに関する情報はシステム情報蓄積部 1 3 2 に蓄積することを許可するといった判定を行ってもよい。

30

【 0 1 1 3 】

同様に、ある E C U が出力するデータを第 1 暗号処理部 2 0 2 により暗号化するか否かと、その E C U のファームウェアに関する情報を第 1 暗号処理部 2 0 2 により暗号化するか否かを別々に決めてもよい。また、双方を暗号化する場合は別々の鍵で暗号化するように、複数の鍵を鍵管理部 2 0 3 が管理するように構成してもよい。

【 0 1 1 4 】

また、第 1 の実施形態では、蓄積部 1 3 0 から出力するデータを出力制御部 1 4 3 により加工・選別する仕組みを説明したが、E C U のファームウェアに関する情報についても同様に、システム情報蓄積部 1 3 2 から出力するデータを加工・選別する構成としてもよい。例えば、出力制御部 1 4 3 のアクセス制御部 3 0 1 が、システム情報蓄積部 1 3 2 からの出力が要求されたファームウェアに関する情報について、どのバスに出力するか、どのバスから入力されたか、どの E C U から取得されたかなどによって、出力を許可するか否かを判定し、出力を許可すると判定したもののみ出力するようにしてもよい。また、この判定は、E C U が出力するデータと独立に行ってもよい。すなわち、ある E C U が出力するデータはログ蓄積部 1 3 1 から出力することを禁止するが、その E C U のファームウェアに関する情報はシステム情報蓄積部 1 3 2 から出力することを許可するといった判定を行ってもよい。

40

【 0 1 1 5 】

同様に、ある E C U が出力するデータと、その E C U のファームウェアに関する情報に

50

ついて、第2暗号処理部304により暗号化するか否か、第3暗号処理部306により復号するか否かなども別々に決めてもよい。また、双方を暗号化、復号する場合は別々の鍵で暗号化するように、複数の鍵を第2鍵管理部305や第3鍵管理部307が管理するように構成してもよい。さらに、モード設定部302の設定についても、あるECUが出力するデータと、そのECUのファームウェアに関する情報とで別々に行ってもよい。

#### 【0116】

以上のように、本実施形態の車載ゲートウェイ装置100は、ECUが出力するデータをログ蓄積部131に蓄積するとともに、ECUのファームウェアに関する情報をシステム情報蓄積部132に蓄積する。したがって、例えば車両の製造ベンダがECUが出力したデータを解析する際に、ECUのファームウェアに関する情報も取得して解析を行うことができ、データの解析を容易かつ効率よく行うことができる。

10

#### 【0117】

なお、図8に示した車載ゲートウェイ装置100の構成では、システム情報取得部150がルーティング処理部120と接続されていたが、システム情報取得部150を蓄積制御部140内に組み込んだ構成としてもよい。その場合の車載ゲートウェイ装置100の構成例を図9に示す。

#### 【0118】

図9に示す車載ゲートウェイ装置100では、システム情報取得部150が蓄積制御部140内に組み込まれている。この構成の場合、システム情報取得部150が取得したECUのファームウェアに関する情報は、記録通信部141、入力制御部142、蓄積通信部144を介して蓄積部130に送信され、システム情報蓄積部132に蓄積される。

20

#### 【0119】

また、システム情報取得部150をルーティング処理部120内に組み込んだ構成とすることも可能である。その場合の車載ゲートウェイ装置100の構成例を図10に示す。

#### 【0120】

図10に示す車載ゲートウェイ装置100では、システム情報取得部150がルーティング制御部120内に組み込まれている。この構成の場合、ECUのファームウェアをアップデートするために車載システム10が取得した新しいファームウェアをルーティング処理部120が転送する際に、システム情報取得部150がそのファームウェアに関する情報を取得することができる。

30

#### 【0121】

車載システム10が新しいファームウェアを取得するトリガとしては、修理業者やメンテナンス業者が専用装置を用いてインストール指示を各ECUに送信する方法、車載システム10が定期的に外部と通信し、更新すべきファームウェアの有無を確認する方法、車両のオペレータがスマートフォンなどの端末を利用し、無線ネットワークなどを通じて車載システム10と通信してファームウェアを送信する方法、車両のオペレータが端末を利用して車載システム10と通信し、車載システム10にアップデートサーバと通信して最新のファームウェアがないか確認を促す方法などがある。

#### 【0122】

新しいファームウェアを取得する経路は車載システム10によって異なるが、図1に示した第1外部通信処理部21もしくは第2外部通信処理部23を経由する方法、図5に示した第3外部通信処理部24を経由する方法、診断用通信部11を経由する方法がある。いずれの入手経路でも、各ECUにファームウェアをインストールするには、車載ゲートウェイ装置100のルーティング処理部120を介す必要がある。例えば、ファームウェアを第3外部通信処理部24から入手してエンジン制御ECU12にインストールする場合、外部装置と第3外部通信処理部24が通信を確立し、ファームウェアを取得し、ルーティング処理部120を介してエンジン制御ECU12に転送する。そして、エンジン制御ECU12が、受信したファームウェアをインストールするといった手順でECUのファームウェアの更新がなされる。

40

#### 【0123】

50

図10に示す構成の車載ゲートウェイ装置100では、システム情報取得部150は、ルーティング処理部120で転送される情報を監視し、転送される情報がECUのファームウェアであった場合には、そのファームウェアに関する情報を取得する。

【0124】

なお、図8や図9に示す構成の車載ゲートウェイ装置100では、システム情報取得部150は、能動的にECUに対してファームウェアに関する情報を問い合わせることにより、システム情報蓄積部132に蓄積するECUのファームウェアに関する情報を取得する。これは、ルーティング処理部120を介さずにECUのファームウェアが更新される場合に特に有用である。例えば、ECUを物理的に交換した場合などがこれに該当する。すなわち、ECUが故障した場合などは、最新のファームウェアがインストールされたECUを物理的に交換する可能性がある。このとき、ファームウェアはルーティング処理部120で転送されないため、システム情報取得部150が能動的にECUのファームウェアに関する情報を取得する方法が有用である。

10

【0125】

図10に示す構成の車載ゲートウェイ装置100においても、システム情報取得部150が、ルーティング処理部120で転送される情報を監視してECUのファームウェアに関する情報を取得することに加えて、能動的にECUのファームウェアに関する情報を取得するように構成してもよい。

【0126】

なお、ECUのファームウェアには、ECUに関する仕様やECUの効率的な利用方法など、ECUを提供するベンダのノウハウや秘密情報が含まれている場合がある。これらノウハウや情報を盗聴や改変による攻撃から保護するために、外部装置から配信されるECUのファームウェアは暗号化されている場合がある。ECUのファームウェアが暗号化されている場合に対応した車載ゲートウェイ装置100の構成例を図11に示す。

20

【0127】

図11に示す車載ゲートウェイ装置100では、ルーティング処理部120内に、システム情報取得部150に加えて、復号処理部151と第4鍵管理部152とが組み込まれている。復号処理部151は、暗号化されたECUのファームウェアを復号する処理を行う。第4鍵管理部152は、復号処理部151が使用する鍵を管理する。なお、暗号アルゴリズムはAESのような共通鍵暗号でもよいし、RSAや楕円曲線暗号のような公開鍵暗号でもよい。

30

【0128】

この構成の場合、外部装置から第1外部通信処理部21、第2外部通信処理部23、第3外部通信処理部24、診断用通信部11のいずれかを經由して取得した暗号化されたECUのファームウェアは、ルーティング処理部120において復号処理部151で復号された後、ターゲットとなるECUに転送される。ターゲットとなるECUは、平文となったファームウェアをインストールし、ファームウェアを更新する。

【0129】

本例は、正当なファームウェアは第4鍵管理部152で管理される鍵と対となる鍵を用いて暗号化されて車載システム10に配信されることを前提としている。もしファームウェアが改変されていたり、異なる鍵で暗号化されていたりした場合には、復号処理部151で正常に復号することができないため、ターゲットとなるECUにインストールされることもない。

40

【0130】

なお、以上はECUのファームウェアが暗号化されて配信される例を示したが、ECUのファームウェアは暗号化される代わりに、MACや署名が付与されて配信される場合もある。ECUのファームウェアにMACや署名を付与することで、データの完全性を保証することができる。そのような場合に対応した車載ゲートウェイ装置100の構成例を図12に示す。

【0131】

50

図12に示す車載ゲートウェイ装置100では、図11の復号処理部151の代わりに、検証処理部153がルーティング処理部120内に組み込まれている。この構成の場合、ルーティング処理部120は、外部装置から入力したECUのファームウェアをターゲットとなるECUに転送する前に、検証処理部153によりファームウェアに付与されたMACまたは署名の検証を行う。そして、ルーティング処理部120は、検証処理部153による検証に成功したファームウェアのみをターゲットとなるECUに転送する。これにより、車載システム10に送信される途中でECUのファームウェアが改ざんされているかどうかを確認することができ、改ざんされていない正当なファームウェアに限り、ECUにインストールしてアップデートすることができる。

#### 【0132】

なお、ECUのファームウェアは暗号化され、かつ、MACや署名が付与されて配信される場合もある。そのような場合に対応した車載ゲートウェイ装置100の構成例を図13に示す。

#### 【0133】

図13に示す車載ゲートウェイ装置100では、復号処理部151と検証処理部153の双方が、ルーティング処理部120内に組み込まれている。この構成の場合、ルーティング処理部120は、外部装置から入力したECUのファームウェアをターゲットとなるECUに転送する前に、検証処理部153によりファームウェアに付与されたMACまたは署名の検証を行う。そして、ルーティング処理部120は、検証処理部153による検証に成功したファームウェアのみを復号処理部151で復号し、ターゲットとなるECUに転送する。これにより、車載システム10に送信される途中でECUのファームウェアが改ざんされているかどうかを確認できるとともに、ファームウェアの盗聴を防ぐことができるため、ファームウェアに含まれる秘密情報を保護しながら、改ざんされていない正当なファームウェアに限り、ECUにインストールしてアップデートすることができる。

#### 【0134】

##### <第3実施形態>

次に、第3実施形態について説明する。第3実施形態は、蓄積部130に蓄積したデータを削除する点が、第1実施形態や第2実施形態と異なる。以下、第1実施形態や第2実施形態との相違点についてのみ説明する。

#### 【0135】

図14は、本実施形態の車載ゲートウェイ装置100の機能的な構成例を示すブロック図である。本実施形態の車載ゲートウェイ装置100では、図14に示すように、データ管理部160が追加されている。データ管理部160は、蓄積部130に蓄積されたECUが出力するデータやECUのファームウェアに関する情報を削除する処理を行う。なお、図14では、データ管理部160が蓄積制御部140に組み込まれた例を示しているが、データ管理部160は蓄積部130に蓄積されたECUが出力するデータやECUのファームウェアに関する情報を削除できる構成であればよい。また、図14は、図13に示した構成の車載ゲートウェイ装置100にデータ管理部160を追加した構成例を示しているが、第1実施形態や第2実施形態において開示したいずれの構成の車載ゲートウェイ装置100にデータ管理部160を追加してもよい。

#### 【0136】

上述したように、ECUが出力するデータは膨大な量になるが蓄積部130の容量は有限であるため、すべてのデータを蓄積し続けることはできない。また、ECUによっては定期的にデータを出力するものもある。それらのECUが出力するデータの種別は動画データや数値データなど様々なものがある。一般的に動画データは容量が大きく、数値データは容量が小さいといったように、データサイズはデータの種別によって異なるため、同じ時間のデータであってもECUによって出力するデータサイズが異なる。例えば、数値データを出力するECUと動画データを出力するECUがあり、これらのECUが同一時間内に出力するデータを蓄積部130に蓄積すると、動画データを出力するECUが出力

10

20

30

40

50

したデータが蓄積部 130 の容量の大半を占めるといったようなことが起き得る。

【0137】

そこで、データ管理部 160 は、データの種別に応じて蓄積部 130 に蓄積されたデータを削除するタイミングを制御し、データを削除する処理を行う。例えば、動画データは X 時間が経過したら削除し、数値データは Y 時間が経過したら削除するといったように、データの種別に応じて削除するタイミングを制御する。

【0138】

他にも、データの種別に応じて蓄積部 130 に蓄積するデータサイズの上限を予め定めおき、上限を超えた分については古いデータから削除していく方法を取ってもよい。例えば、動画データの場合には上限のデータサイズ X、数値データの場合には上限のデータサイズ Y を決めておく。このとき、動画データについて上限のデータサイズ X に達しているが、数値データについては上限のデータサイズ Y に達していないとする。ここで新しい動画データを蓄積部 130 に蓄積する場合は、仮に数値データ用の容量に空きがあったとしても古い動画データを削除し、その代わりに新しい動画データを蓄積する。

【0139】

なお、以上はデータの種別に応じて蓄積部 130 に蓄積されたデータを削除するタイミングを制御する例を説明したが、蓄積部 130 に蓄積されたデータがどの ECU から出力されたデータであるかによって、そのデータを削除するタイミングを制御してもよい。つまり、ある ECU が出力するデータは X 時間が経過したら削除し、別の ECU が出力するデータは Y 時間が経過したら削除するといったように、ECU ごとにデータを削除するタイミングを制御してもよい。

【0140】

また、ログ蓄積部 131 とシステム情報蓄積部 132 に蓄積された各データの削除を別々に制御してもよい。ログ蓄積部 131 に蓄積されるデータは ECU が出力するデータであり、特に車載システム 10 が動作している間は新しいデータが次々に入力され、故障が起きたり攻撃を受けたりしたことを確認するために用いられる。一方、システム情報蓄積部 132 に蓄積されるデータは ECU のファームウェアに関する情報であるが、ECU のファームウェアがアップデートされる頻度は高くない。そこで、データ管理部 160 は、これらのデータを削除するタイミングを別々に管理してもよい。

【0141】

また、以上は蓄積部 130 に蓄積するデータのサイズが容量を超えた場合を想定していたが、蓄積部 130 から外部装置に出力したデータを削除するようにしてもよい。車載システム 10 は、第 1 外部通信処理部 21、第 2 外部通信処理部 23、第 3 外部通信処理部 24、または診断用通信部 11 を介して外部装置と接続することができる。そこで、ネットワークを介して外部装置に蓄積部 130 のデータを送信することで、蓄積部 130 の容量が一杯になることを避けることができる。この外部装置は PC やスマートフォン、USB メモリのような装置であってもよいし、クラウドサーバのようなサーバシステムであってもよい。

【0142】

データ管理部 160 は、蓄積部 130 に蓄積されたデータがルーティング処理部 120 を介して外部装置に送信された場合に、その送信したデータを蓄積部 130 から削除する処理を行う。なお、データ管理部 160 は、ログ蓄積部 131 に蓄積されたデータは削除するが、システム情報蓄積部 132 に蓄積された ECU のファームウェアに関する情報は、外部装置に送信したとしても削除しないことが望ましい。ECU のファームウェアに関する情報は、車載システム 10 内で管理されていることが望まれるためである。

【0143】

また、車載システム 10 を搭載した車両の所有者が変わることも考えられ、このような場合にはプライバシーを考慮した対策が求められる。すなわち、ログ蓄積部 131 に蓄積された ECU が出力するデータには、様々なプライバシーに関する情報が含まれる場合がある。例えば、車両の位置情報 (GPS 情報) と車両を運転した時刻情報が蓄積されていると

10

20

30

40

50

、その所有者がどの時刻にどの場所にいたかが分かってしまう。他にも、ログ蓄積部 1 3 1 には車両がどの経路で走行したか、映像処理 ECU 2 0 でどのようなルート検索を行ったか、映像処理 ECU 2 0 でどのようなレストランの検索を行ったか、映像処理 ECU 2 0 でどのような映像コンテンツを閲覧したか、シート調整をどのように行ったのかといった情報が、ログ蓄積部 1 3 1 に蓄積されたデータに含まれている場合がある。したがって、車載システム 1 0 を搭載した車両の所有者が変わる場合には、以前の所有者のプライバシーに関する情報を完全に削除できることが望ましい。

#### 【 0 1 4 4 】

プライバシーを考慮した車載ゲートウェイ装置 1 0 0 の構成例を図 1 5 に示す。図 1 5 に示す車載ゲートウェイ装置 1 0 0 は、図 1 4 に示した構成に対してプライバシー情報管理部 1 7 0 が追加されている。

10

#### 【 0 1 4 5 】

プライバシー情報管理部 1 7 0 は、ログ蓄積部 1 3 1 に蓄積されたプライバシーに関連する情報を削除するようログ蓄積部 1 3 1 に指示する。ログ蓄積部 1 3 1 に蓄積されている ECU が出力したデータのうち、どのデータがプライバシーに関連するデータに該当するかは、予めプライバシー情報管理部 1 7 0 に設定していてもよいし、ECU から該当するデータを選定してもよいし、ルーティング処理部 1 2 0 を経由して外部装置から指示してもよい。

#### 【 0 1 4 6 】

また、不正にプライバシー情報が削除されることを防止するために、第 1 外部通信処理部 2 1、第 2 外部通信処理部 2 3、第 3 外部通信処理部 2 4、あるいは診断用通信部 1 1 を経由して外部装置と認証処理を行い、認証が成功した場合のみプライバシー情報の削除を許可するように構成してもよい。その場合の車載ゲートウェイ装置 1 0 0 の構成例を図 1 6 に示す。

20

#### 【 0 1 4 7 】

図 1 6 に示す車載ゲートウェイ装置 1 0 0 は、図 1 5 に示した構成に対して認証処理部 1 8 0 が追加されている。認証処理部 1 8 0 は、ECU または外部装置に対する認証処理を行う。認証方式としては、パスワード認証や RSA などの公開鍵アルゴリズムを用いた公開鍵認証を用いればよい。認証処理部 1 8 0 は、認証が成功した場合に、認証が成功したことをプライバシー情報管理部 1 7 0 に通知する。プライバシー情報管理部 1 7 0 は、認証

30

#### 【 0 1 4 8 】

さらに、オペレータが別な種類の車両に買い換えたり、故障によって同じ種類の車両に乗り換えたりする場合も考えられる。このような場合には、ログ蓄積部 1 3 1 に蓄積されたプライバシー情報を他の車両の車載システム 1 0 に移行できるようにすることが求められる。すなわち、運転支援制御 ECU 2 2 はオペレータの操作の癖の情報を入力とし、学習アルゴリズムによって快適な運転ができるように制御する。オペレータが車両を乗り換えた場合、これらの癖の情報がリセットされてしまい、新たに学習を始めると乗り換え当初は快適な運転制御が実現できなくなる。そこで、ログ蓄積部 1 3 1 に蓄積されたプライバ

40

#### 【 0 1 4 9 】

このような場合、プライバシー情報管理部 1 7 0 がログ蓄積部 1 3 1 からプライバシー情報を取得し、外部装置などに送信する。一方、別の車両に搭載された車載システム 1 0 は、外部装置からオペレータのプライバシー情報を入力し、ログ蓄積部 1 3 1 に格納する。このとき、プライバシー情報の漏えいを防止するため、プライバシー情報の送信に先立ち、認証処理部 1 8 0 による認証処理を行ってもよい。また、プライバシー情報を送信した後、ログ蓄積部 1 3 1 から送信した情報を削除してもよい。

#### 【 0 1 5 0 】

以上のように、本実施形態の車載ゲートウェイ装置 1 0 0 は、蓄積部 1 3 0 に蓄積した

50

データを削除する機能を備えることで、蓄積部 130 のデータあふれを有効に防止することができる。また、プライバシー情報の削除や引き継ぎを行う機能を備えることで、プライバシーに配慮しつつ、車両の所有者が変更されたり、車両を乗り換えたりする場合にも適切な対応を図ることができる。

【0151】

<変形例>

さて、信頼性の高いデータ削除方式を規模の大きなデータに適用する場合、所要時間がかかったり、媒体疲弊を招いたりする場合がある。そこで、本変形例では、所定単位のグループごとに共通の暗号鍵を用いて、ログ蓄積部 131 に蓄積するデータを暗号化し、その暗号化処理に利用した暗号鍵を削除（あるいは新しい鍵で上書き）する構成とすることで、高速かつ信頼性の高いデータの無効化を可能とする。ここでのデータの無効化とは、データを復号できない状態にすることであり、上述したデータの削除と同様の効果がある。所定単位は、所定サイズのデータ単位であってもよいし、データ種類やデータの用途あるいは蓄積部 130 の領域ごとなどでグルーピングして暗号鍵を用意してもよい。このようにすることで、鍵自体の更新頻度を下げることができる。

10

【0152】

本変形例の入力制御部 142 は、少なくとも、第 1 暗号処理部 202 と鍵管理部 203 とを有する。そして、鍵管理部 203 は、データ管理部 160 からの削除要求に応じて当該データの暗号処理に利用する鍵を更新・削除する。真正性・完全性を確保するための暗号処理とは異なる単位で暗号鍵を利用してもよい。このようにすることで、削除される単位と、ログの正当性を主張する単位とが異なる場合にも対応できる。

20

【0153】

鍵管理部 203 は、暗号鍵生成を高速に実施するための乱数生成部を備えていたり、多くの暗号鍵を事前に生成し、蓄積しておく機能を備えていたりしてもよい。

【0154】

このような構成とすることで、鍵データという少量のデータを削除するだけで、それによって暗号化されたデータを無効化できる。データの消去に時間のかかる記憶媒体にデータが蓄積されている場合に有効である。また、蓄積部 130 の物理的な記録箇所が離れて記録されていたとしても一度にデータを無効化できる。この性質は、例えばデータ消去オペレーションがブロックごとに必要なフラッシュメモリなどの記憶媒体において、複数ブロックに分散したデータを無効化するのに特に有効である。ログ蓄積部 131 に蓄積されるデータは時系列に書き込まれるが、消去したいデータが時系列に生じるとは限らない。この場合は、管理対象のデータが複数のブロックに分散することが起こりえるが、このような場合でも、データの無効化を効率的に実施できる。

30

【0155】

また、ログ蓄積部 131 に蓄積するデータを暗号化するための暗号鍵（便宜上、データ暗号鍵と呼ぶ）に加えて、このデータ暗号鍵を暗号・復号するための暗号鍵（便宜上、鍵暗号鍵と呼ぶ）を考える。この場合の構成を図 17 に示す。図 17 に示す構成例は、蓄積部 130 に暗号鍵記録部 133 が新たに備わっている点が図 16 とは異なる。

【0156】

これまでの構成では鍵管理部 203 でデータ暗号鍵を管理していたが、図 17 に示す構成の場合は、鍵暗号鍵を鍵管理部 203 で管理する。そして、暗号化されたデータ暗号鍵を、蓄積部 130 の暗号鍵記録部 133 で管理する。鍵管理部 203 では、暗号鍵記録部 133 に蓄積された暗号化されたデータ暗号鍵を、鍵暗号鍵により復号した上で第 1 暗号処理部 202 や第 3 暗号処理部 306 に供給したり、暗号鍵記録部 133 に蓄積するデータ暗号鍵を鍵暗号鍵で暗号してから蓄積したり、データ管理部 160 からの要求に応じてデータ鍵を削除したりする。

40

【0157】

データ暗号鍵を複数用意し、データはデータ種別やデータの用途あるいは蓄積部の領域ごとなどでグルーピングして、それぞれ異なるデータ暗号鍵で暗号化する。複数のデータ

50

暗号鍵は同一の鍵暗号鍵で暗号、復号される。これにより、単一の鍵暗号鍵を消去することで、その鍵暗号鍵で暗号化された複数の暗号鍵を用いて暗号化されたデータを一括して無効化することができる。また、少量データである鍵暗号鍵をLSIチップ内など比較的物理攻撃（低速バスのプローブ、データ改ざん、チップ取り外して付け替え・不正利用）に対して強固な箇所（オンチップフラッシュなど）に記憶して、暗号化されたデータ暗号鍵を相対的に物理攻撃に弱い記録媒体に配置しても安全性を確保することができる。

#### 【0158】

なお、図17では暗号鍵記録部133は蓄積部130に設けられていたが、暗号化されたデータ暗号鍵を蓄積部130とは別の領域に格納してもよい。その場合の構成を図18に示す。図18に示す構成例は、鍵蓄積部190を新たに備え、この鍵蓄積部190に、暗号化されたデータ暗号鍵を蓄積する暗号鍵記録部191が設けられている点が図17とは異なる。

10

#### 【0159】

図18に示す構成例では、暗号化されたデータ暗号鍵を、ログ蓄積部131やシステム情報蓄積部132を有する蓄積部130とは異なる記憶媒体である鍵蓄積部190に記録する。その上で、各記憶媒体の特性を考慮して、暗号鍵とデータの蓄積媒体を使い分けることで、最適かつ信頼性の高い車載ゲートウェイ装置100を実現できる。一例としては、重要なデータだが小容量である暗号鍵をビットコストが高く書き換え可能回数などの特性に優れた記録媒体に記録し、大容量であるログデータをより安価な記録媒体に記録する。

20

#### 【0160】

上記のような削除方式に対する配慮は、特に信頼性とリアルタイム性が要求される車載向けの情報記録部を実現する上で特に効果が大きい。

#### 【0161】

##### <第4実施形態>

車載システム10において車載ゲートウェイ装置100が処理すべきデータ量は多いため、第1実施形態のように、ルーティング処理部120内のフィルタリング処理部121や蓄積制御部140内の入力制御部142によって、蓄積部130に蓄積するデータを選別することは必要である。また、この処理を固定的なものではなく、データ量に応じて変更することでログ機構の可用性を確保することもできる。本実施形態は、このような処理の変更を悪用した攻撃を防ぐための構成例である。

30

#### 【0162】

攻撃者は、目的の達成に向けて自身が攻撃できる範囲を拡大しようとすることがある。ここでは、車載ゲートウェイ装置100に不正アクセスした攻撃者が、自身の不正アクセスできる範囲を拡大しようとする場面を想定する。この攻撃者は、フィルタリング処理部121によるデータ選別のポリシーや入力制御部142によるデータ選別のルールがデータ量に応じて変更されるように、実際には受信していないデータを直接ルーティング処理部120や蓄積制御部140に入力する。これにより、車載ゲートウェイ装置100は、攻撃者によって入力された架空のデータをもとに、フィルタリング処理部121や入力制御部142が蓄積部130に蓄積するデータを選別するような新たな動作をする。攻撃者は、この新たな動作では蓄積部130にデータが蓄積されないような不正アクセスを実施する。このように、ログ機構の可用性のための機構を悪用する攻撃がある。本実施形態は、このような攻撃への対策を鑑みたものである。

40

#### 【0163】

図19は、本実施形態の車載ゲートウェイ装置100の機能的な構成例を示すブロック図である。図2に示した第1実施形態の構成と比較して、監視部400が追加されている点が異なる。監視部400は、車載ゲートウェイ装置100の各部と接続されるが、通信処理部110、ルーティング処理部120、蓄積部130および蓄積制御部140とは、独立したCPUコアとメモリあるいはHW機構により実現される。

#### 【0164】

50

本実施形態の車載ゲートウェイ装置 100 において、監視部 400 は各バスをモニタリングし、例えばフィルタリング処理部 121 のポリシーや入力制御部 142 のルールを変更する前に、そのポリシー変更やルール変更の要因となるイベントが実際に発生しているかを確認する。例えば、蓄積部 130 の容量監視に伴うポリシーの変更が要求された場合には、監視部 400 が、独立に蓄積部 130 の容量を確認することで、ルーティング処理部 120 が不正アクセスされていないことを確認する。また、例えば、ルーティング処理部 120 からのデータ入力量が大きいために、入力制御部 142 が蓄積部 130 に送るデータ種類やデータ量を減らしたりするようにルールの変更が要求された場合には、監視部 400 が、通信処理部 110 の入出力のデータ量を確認することで、蓄積制御部 140 が不正にアクセスされていないことを確認する。また、監視部 400 が蓄積部 130 の容量を確認することで、データ消去のきっかけとなるイベントの情報を蓄積制御部 140 に捏造して送ってデータを消去させるような攻撃にも対応できる。

10

## 【0165】

以上のように、本実施形態の車載ゲートウェイ装置 100 は、蓄積部 130 に蓄積するデータを選別するポリシーやルールの変更が要求された場合に、監視部 400 が、そのポリシー変更やルール変更の要因となるイベントが実際に発生しているかを確認するようにしている。したがって、車載ゲートウェイ装置 100 に不正アクセスした攻撃者による攻撃の痕跡消去のための試みを防ぐことができる。

## 【0166】

< 補足説明 >

20

以上説明した実施形態の車載ゲートウェイ装置 100 の機能的な構成要素は、例えば、ハードウェアとソフトウェア（プログラム）との協働により実現することができる。ハードウェアとしては、各種のハードウェアプロセッサ、揮発、不揮発のメモリ、メモリコントローラ、通信モジュールなど、車載ゲートウェイ装置 100 をコンピュータシステムとして動作させるものがある。このようなコンピュータシステム上で所定のプログラムが実行されることにより、上述した車載ゲートウェイ装置 100 の機能的な構成要素を実現することができる。

## 【0167】

車載ゲートウェイ装置 100 の機能的な構成要素を実現するプログラムは、例えば、不揮発のメモリに予め組み込んで提供される。また、上記プログラムは、インストール可能な形式または実行可能な形式のファイルでコンピュータ読み取り可能な記録媒体に記録されて提供されるようにしてもよい。また、上記プログラムを、インターネットなどのネットワークに接続されたコンピュータ上に格納し、ネットワーク経由でダウンロードさせることにより提供するように構成してもよい。また、上記プログラムを、インターネットなどのネットワーク経由で提供または配布するように構成してもよい。なお、車載ゲートウェイ装置 100 における上述した機能的な構成要素は、その一部または全部を、ASIC や FPGA などの専用のハードウェアを用いて実現することも可能である。

30

## 【0168】

以上、本発明の実施形態を説明したが、この実施形態は例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。この新規な実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。これら実施形態やその変形は、発明の範囲や要旨に含まれるとともに、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれる。

40

## 【符号の説明】

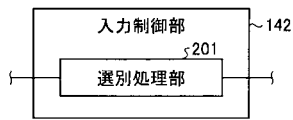
## 【0169】

- 10 車載システム
- 12 エンジン制御 ECU
- 13 ステアリング制御 ECU
- 14 ブレーキ制御 ECU
- 15 ライト制御 ECU

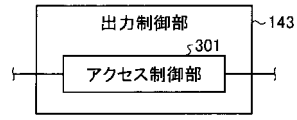
50



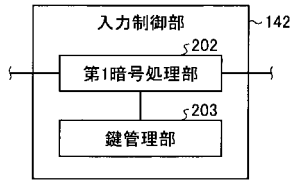
【図3-1】



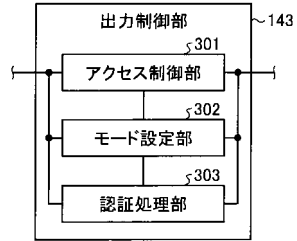
【図4-1】



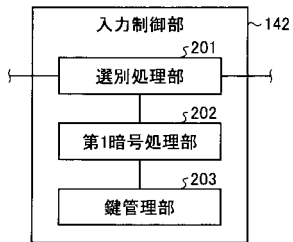
【図3-2】



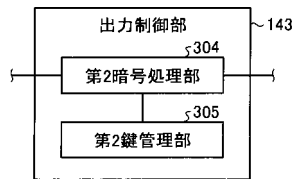
【図4-2】



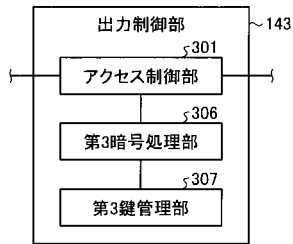
【図3-3】



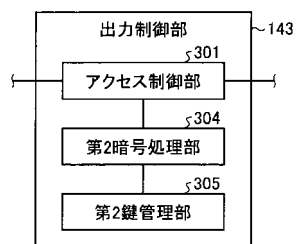
【図4-3】



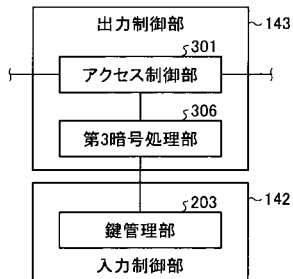
【図4-4】



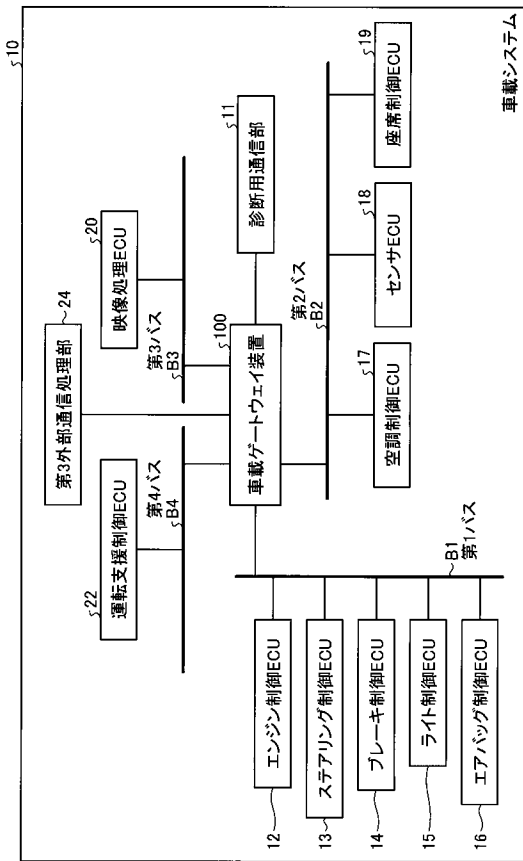
【図4-6】



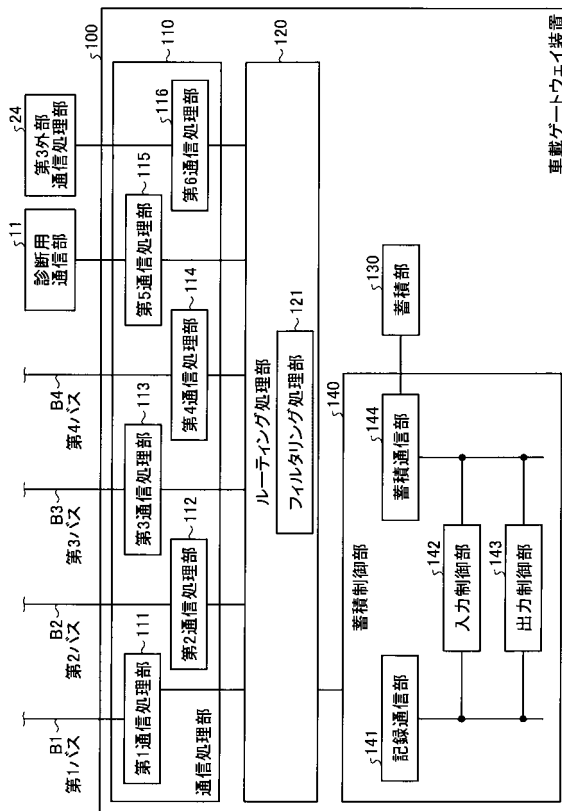
【図4-5】



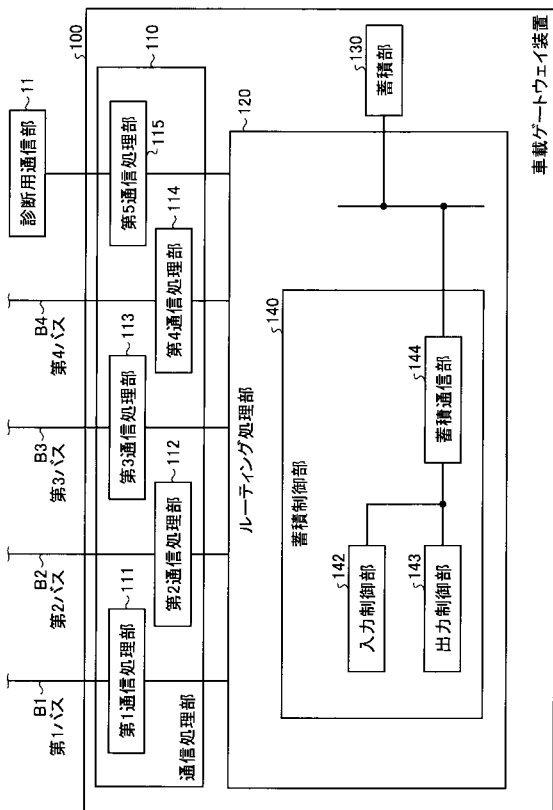
【図 5】



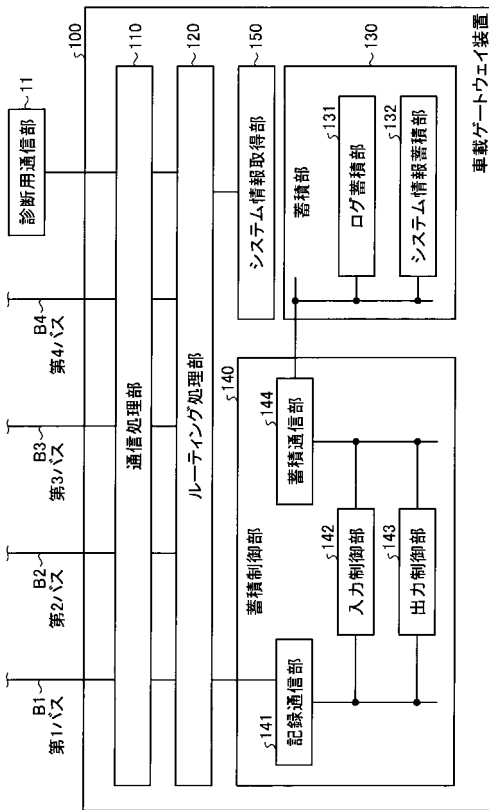
【図 6】



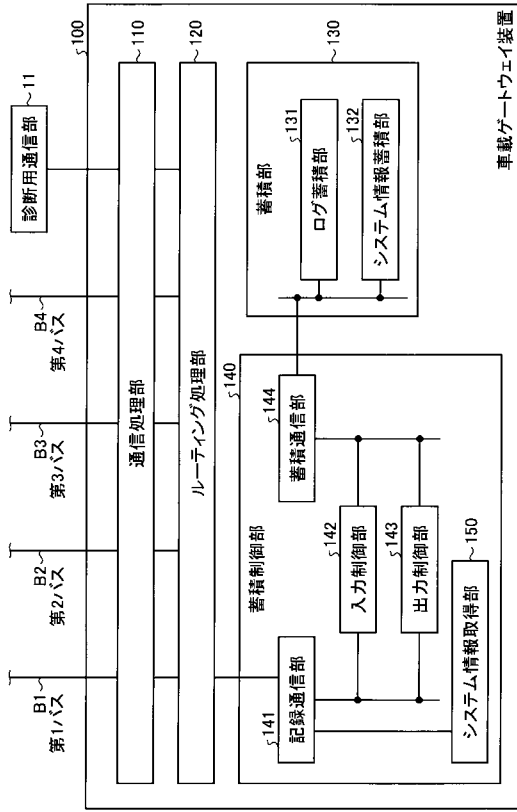
【図 7】



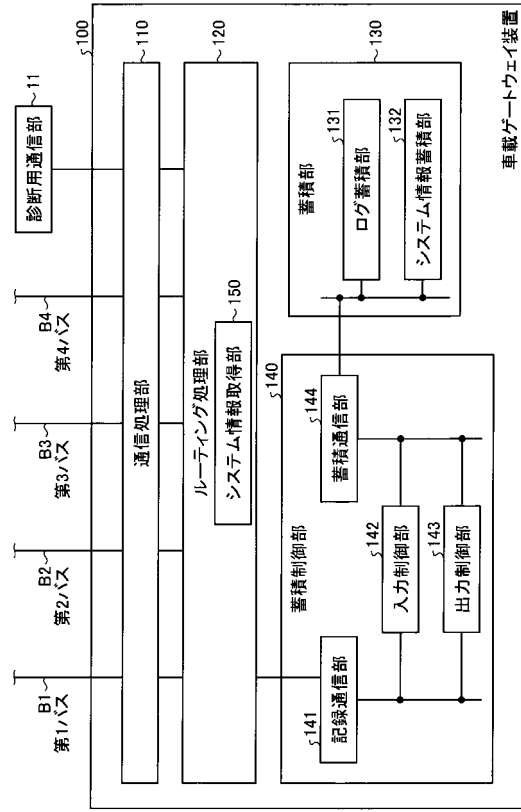
【図 8】



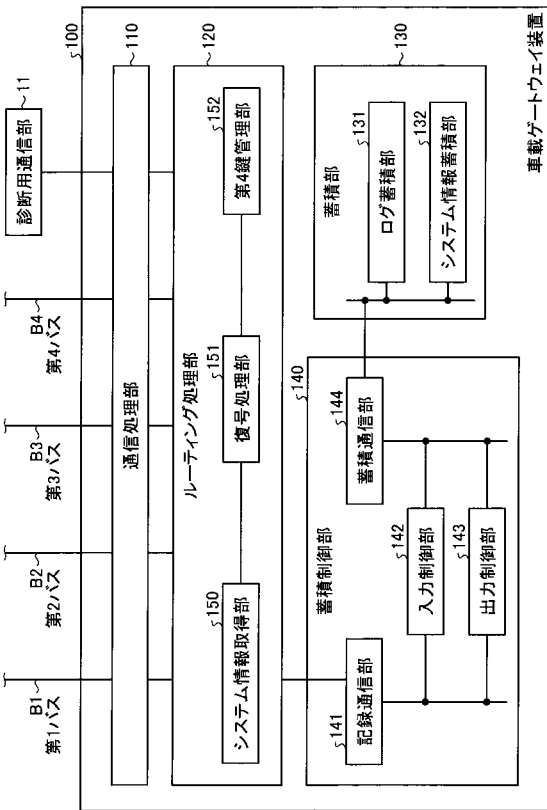
【図9】



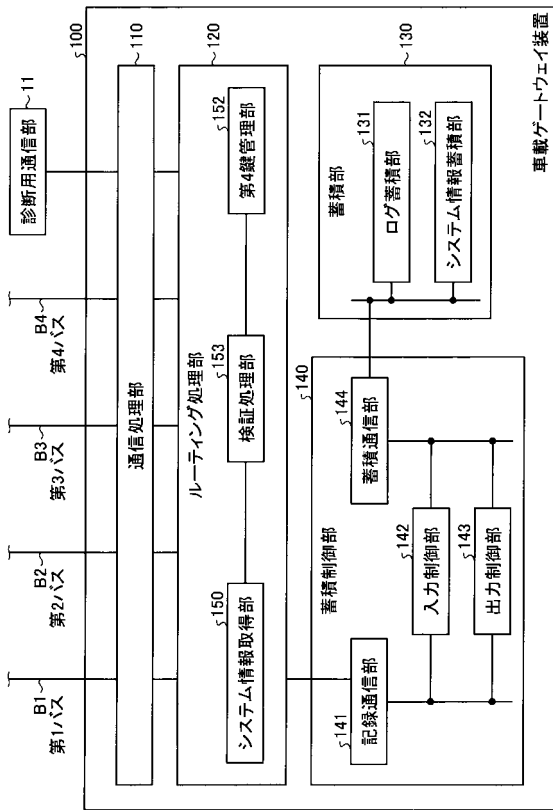
【図10】



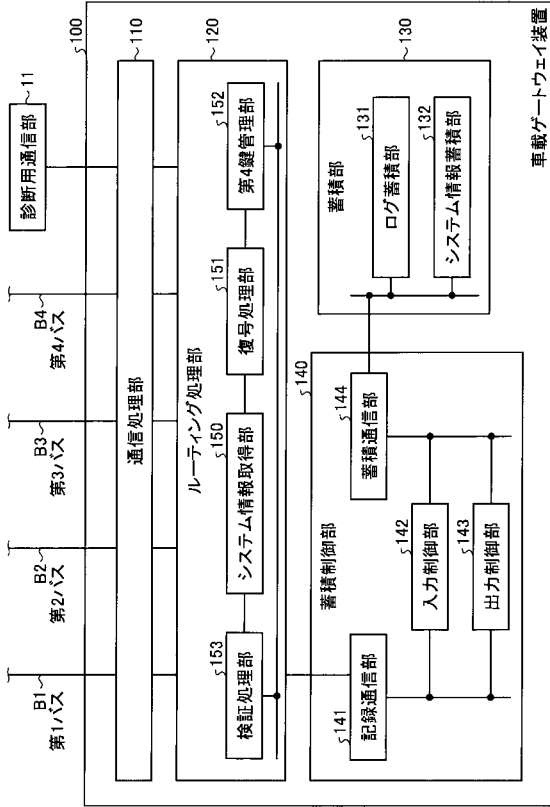
【図11】



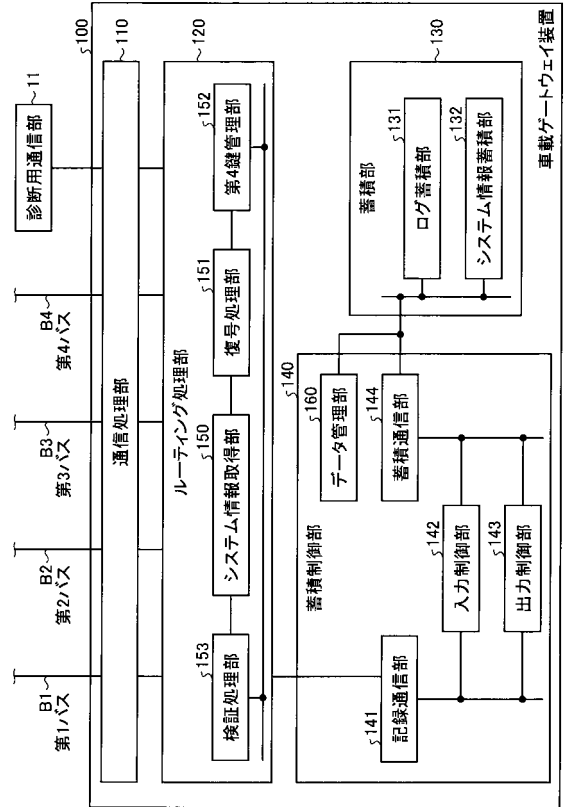
【図12】



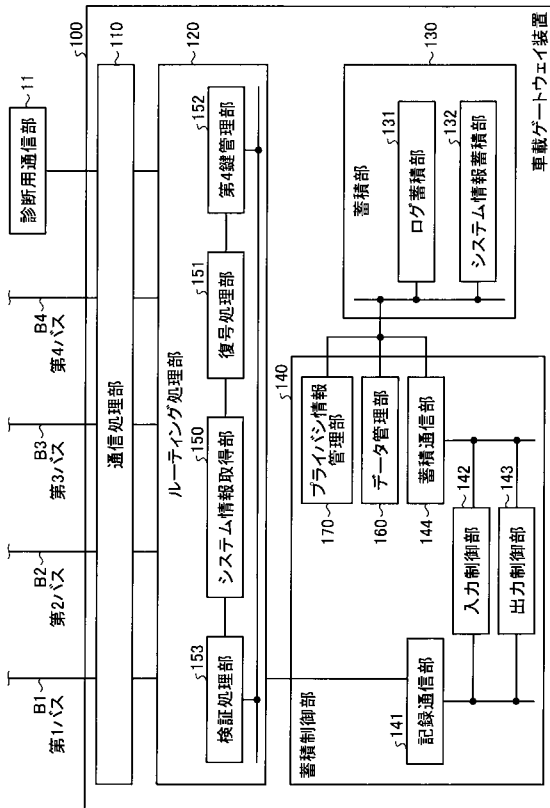
【図 1 3】



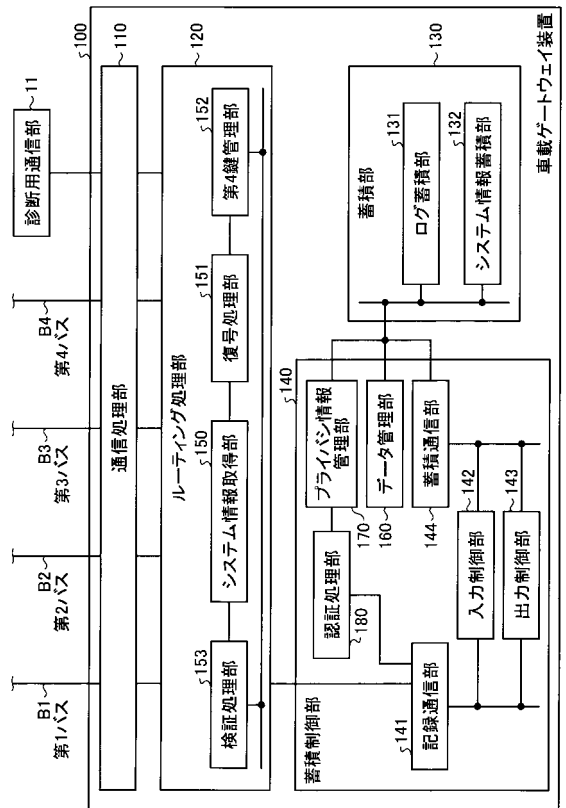
【図 1 4】



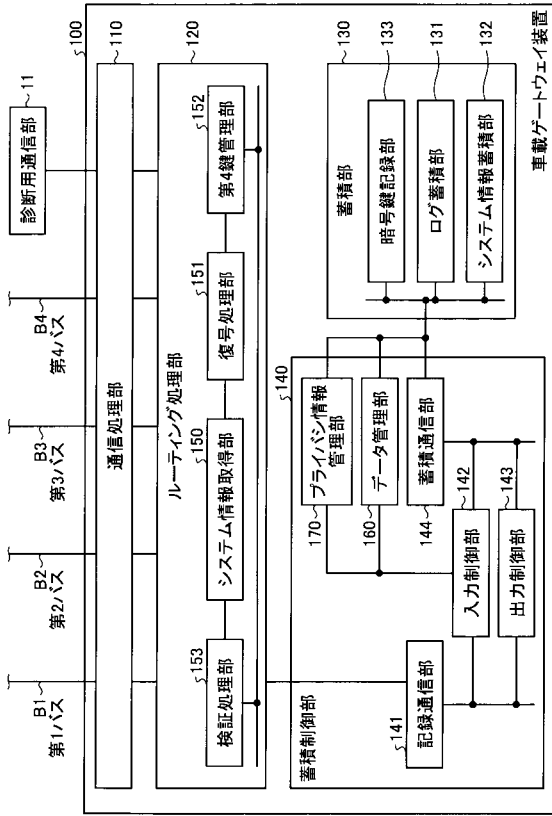
【図 1 5】



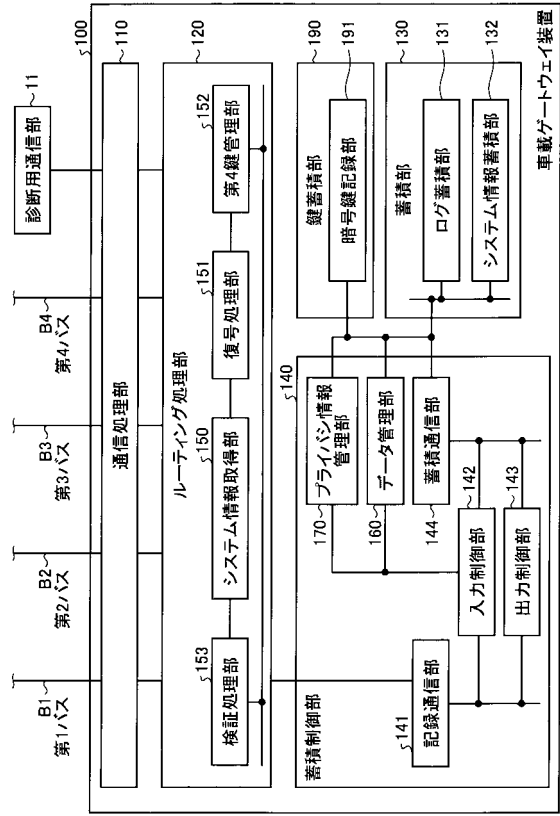
【図 1 6】



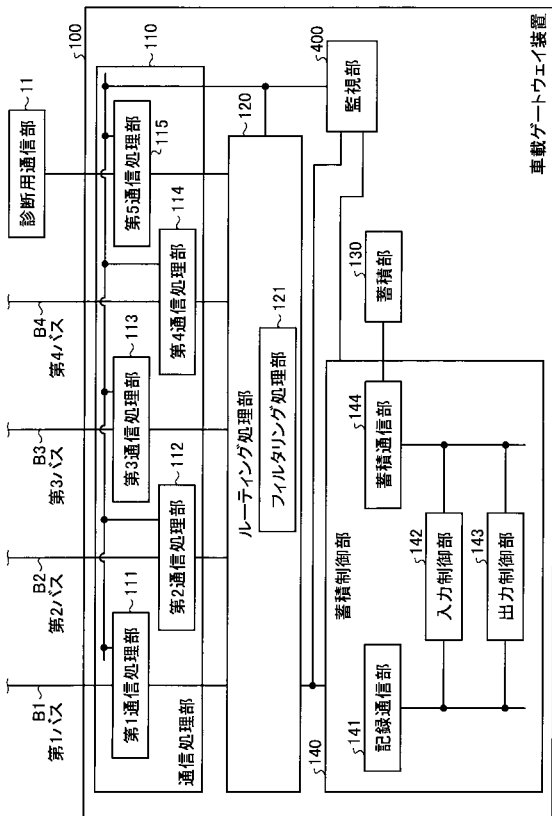
【 図 1 7 】



【 図 1 8 】



【 図 1 9 】



---

フロントページの続き

(72)発明者 山田 菜穂子  
東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝内

(72)発明者 梅澤 健太郎  
東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝内

Fターム(参考) 5K033 AA09 BA06 CC01 DA05 DA13 DB12 DB16 DB18